

平成 29 年度林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち
生産国における現地情報の収集
(欧州地域等)

報 告 書

抜粋

<< ラトビア >>

平成 31 年 3 月

林野庁

目 次

: 本国別報告書の抜粋（要約）箇所

1	報告書の概要	1
2	事業の概要	2
2.1	事業の背景及び目的	2
2.2	事業の実施内容等	2
2.3	事業の実施体制	10
3	クリーンウッド法の概要	11
3.1	基本方針	11
3.2	合法性の確認方法	11
4	生産国における現地情報の収集	14
4.1	ルーマニア	14
4.2	エストニア	43
4.3	ラトビア	96
4.4	イタリア	138
4.5	南アフリカ	159
4.6	フィジー	187
4.7	フィンランド	216
4.8	スウェーデン	246

1 報告書の概要

TPP 協定の「環境章」において、各国における違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定された。これを踏まえて、平成 29 年 5 月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（以下、「クリーンウッド法」という）が施行された。また、平成 29 年 11 月から、同法に基づく木材関連事業者の登録が開始された。

このような背景の中、木材関連事業者による木材等の合法性確認等の取組を一層推進するため、平成 29 年度補正予算において、生産国における現地情報の収集が予算化され、企画競争の結果、一般社団法人日本森林技術協会と一般社団法人全国木材検査・研究協会を構成員とする共同事業体の企画が採用され、本事業が実施された。

本事業の目的は、木材関連事業者が効率的に木材等の合法性確認等の取組を実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集することである。

調査対象国は、ルーマニア、イタリア、エストニア、ラトビア、フィジー、南アフリカと、文献調査のみのフィンランド及びスウェーデンの計 8 カ国であり、それぞれの国において木材流通状況、関連法令・許認可制度、その他参考情報等が収集された。

各調査対象国の現地調査及び文献調査は平成 30 年 3 月から 11 月にかけて実施され、調査結果の詳細は本報告書の第 4 章に整理されている。

また、本事業の円滑かつ効果的な実施のため、林野庁、学識経験者、業界団体等から成る調査委員会が設置され、事業実施期間中に 3 回の調査委員会が開催された。

本事業の成果は、平成 31 年 2 月中旬に開催された成果報告会において広く関係者に報告された後、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる様式で整理するとともに、本報告書にとりまとめられた。

2 事業の概要

2.1 事業の背景及び目的

TPP 協定の「環境章」において、各国における違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定された。これを踏まえて、平成 28 年 5 月に「クリーンウッド法」が制定され、1 年後の平成 29 年 5 月 20 日に施行された。そして、平成 29 年 11 月から、同法に基づく木材関連事業者の登録が開始された。

クリーンウッド法第 5 条において、事業者の責務として「木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない」と定められており、同法第 6 条において、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置について主務省令で定めるとされている。この措置において、各木材関連事業者は、自ら取り扱う木材・木材製品が合法的に伐採された木材かどうかを判断するために、「デュー・ディリジェンス」（払って然るべき正当な注意義務及び努力）の思想を含めた適切な合法性の確認を行うこととされている。

また、国は、合法伐採木材の利用のための判断基準となるべき事項を定めるとともに、合法伐採木材の流通及び利用の促進に必要な関連情報を収集・提供することとされており、木材関連事業者が各生産国からの輸入を行う際に、効率的に合法性の確認を行い、事業が行えるよう情報を提供する必要がある。

このため、林野庁は、同庁ホームページ内に、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開しており、クリーンウッド法などの法令に加え、木材関連事業者が「合法性の確認」を行う際に有益な生産国の木材の流通状況や関係法令に関する各種情報を掲載している。

このような背景の中、木材関連事業者による木材等の合法性確認等の取組を一層推進するため、平成 27、28 年度の先行事業に引き続き、平成 29 年度補正予算において『「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（欧州地域等）』として本事業が実施された。

本事業は、「クリーンウッド法」に基づいて木材関連事業者による合法性の確認等の取組を一層推進するため、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等の取組を実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集することを目的としている。

2.2 事業の実施内容等

2.2.1 事業の内容

『「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（欧州地域等）に係る仕様書』に示された本事業の具体的な内容は、次のとおりである。

1) 事業概要

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、以下の取組により、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集して、「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる形に取りまとめる。

2) 事業の具体的内容

事業の具体的内容は以下の通りとする。なお、事業の実施にあたっては、あらかじめ林野庁と協議の上で実施することとする。

(1) 調査対象国

ルーマニア、エストニア、ラトビア、フィジー、南アフリカ等
(文献調査対象国として、フィンランド及びスウェーデンが追加指示された)

(2) 調査内容

- ア 木材流通状況調査
 - ・調査対象国の木材流通の特徴(主要な木材輸出製品、木材の原産国等)
 - ・違法伐採に関する情報の有無・あればその内容
- イ 森林の伐採に関する法令等の調査
 - ・伐採に関する法令の概要
 - ・伐採に関する許可証等の法令に基づく書類の有無
 - ・伐採の合法性が確認できる書類(証明システム)の事例及びその発行条件
- ウ 木材の流通段階における法令調査
 - ・木材の流通段階における法令の有無及び事例
 - ・木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの有無及び事例

2.2.2 事業実施の基本方針

事業の実施にあたっては、上記の事業の目的及び実施内容等を十分に踏まえた上で、次の基本的な実施方針を掲げて、事業の効率的かつ効果的な実施に取り組んだ。

1) 調査対象国の選定

本事業の目的及び実施内容を踏まえた上で、より効果的な実施成果を得るために、『『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集(欧州地域等)に係る仕様書』に記載された調査対象国7カ国に、イタリアを追加し、計8カ国を調査対象国とした。

イタリアは、木製家具の日本輸入額がアジア圏に次いで突出して大きく、製材や合板の輸入額も近年著しく増加している。その一方で、同国については、バルカン諸国やアフリカ諸国の高リスク国からの木材が混入する重大なリスクが報告されている。2018年2月時点で「クリ

ーンウッド・ナビ」に掲載されておらず、同国の現地情報の収集が重要であると判断した。

表 2.2.1 本事業の最終的な調査対象国

調査区分	調査対象国
現地調査	【欧州地域】 ルーマニア、イタリア、エストニア、ラトビア 【大洋州地域】 フィジー 【アフリカ地域】 南アフリカ 計 6 カ国
文献調査のみ	【欧州地域】 フィンランド、スウェーデン 計 2 カ国
合計	計 8 カ国

2) 調査範囲

調査対象とする範囲、若しくは調査の枠組みとして、クリーンウッド法第 6 条において木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として課せられた「判断の基準」に基づいて、次のマトリックス表を活用した。なお、「判断の基準」は、EU 木材規則の「デュー・ディリジェンス」と近い概念となっている。

表 2.2.2 判断の基準に基づくマトリックス表

デュー・ディリジェンス	素材生産	加工	輸出	輸入	販売	建築・建設	その他
情報の収集							
合法性の確認							
追加的措置							

判断の基準の構成要素としては、①情報の収集、②合法性の確認、③追加的措置がある（EU 木材規則のデュー・ディリジェンスの構成要素は①情報の収集、②リスク評価、③リスク低減となっている。）。それぞれについて、工程別の手法と留意事項を、製品種目の違いを考慮しながら情報収集して分析・整理することとした。

工程については、素材生産から加工、輸出までの段階を主な調査対象とすることとした。

木材流通の対象製品は、丸太、製材品、木材チップ・木質ペレット、合板・集成材、木製家具、紙を想定しつつ、調査対象国の状況等により、実行関税表第 9 部第 44 類(紙の場合は第 48 類)に掲げられている品目を、基本的に調査対象とすることとした。

ただし、日本への木材等の輸入状況は調査対象国ごとに異なるため、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等に取り組むために求める調査結果も国ごとに異なる。したがって、事例については、各国の日本への輸入が特徴的な品目に焦点を当てて、情報収集を行うこととした。

(1) 「情報の収集」の手法と留意事項に関する調査範囲

各国の合法性の定義（関連法令、許認可制度及び必要書類）と特異性に関する情報を対象として収集・分析し、「輸出国側が木材及び木材製品について何をもって合法としているか」を明らかにすることとした。

(2) 「合法性の確認」に関する調査範囲

クリーンウッド法上の合法性の範囲とは必ずしも一致しないが、より幅広い合法性の情報を整理するため、EU 木材規則の合法性の範囲を参考とした。EU 木材規則の合法性の範囲は以下のような項目に定義されており、ヨーロッパ木材貿易連盟（ETTF）もリスク評価の調査範囲としてこれを採用している。

- ☑ 合法伐採権（土地所有権、コンセッションライセンス、森林管理・伐採計画、伐採許可）
- ☑ 税金と手数料（ロイヤルティの支払と伐採手数料、付加価値税とその他売上・販売税、収入及び利益税）
- ☑ 木材伐採（林業（木材伐採）規制、保護地域及び樹種、環境配慮事項、安全衛生、合法的な雇用）
- ☑ 第三者の権利（慣習的な権利、自由で事前の十分な情報に基づく同意（FPIC）、先住民族の権利）
- ☑ 貿易と輸送（樹種・量・品質の分類、貿易と輸送、外国間貿易と振替価格操作、税関規制、CITES（ワシントン条約）、デュー・ディリジェンス/デュー・ケア）

本事業では、特に木材伐採や第三者の権利に関する項目について、持続可能性に配慮した調達で社会的な関心が高まる傾向にあるため、十分な確認を行うこととした。

(3) 「追加的措置」に関する調査範囲

クリーンウッド法では、合法性の確認ができない場合、追加的措置が必要とされている。追加的措置の手法については、EU 木材規則下のリスク低減の手法が参考になると考えられた。

ETTF が EU 木材規則に忠実に策定したリスク低減の手法は、以下のように分類されている。

- ☑ 現地サプライチェーン監査（CoCに特化）
- ☑ 森林管理ユニット（FMU）監査（現地FMU監査又はFMU監査に基づく文書確認）
- ☑ 認証/証明木材を要求する
- ☑ サプライヤー代替
- ☑ サプライチェーンマッピング（追加情報の要求）

本事業では、このようなリスク低減に関する手法の内訳を参考にして、各国におけるリスク情報を整理した上で、どのような追加的措置の手法が有効かを考察することとした。

また、最近の持続可能性に配慮した調達においては、監査や認証プロセスにおいて、どのようにして書類と現場・現物の実態に乖離が出ないようにするかが重要になってきているため、こうした点についての確認にも留意することとした。

2.2.3 事業の実施

本事業は、生産国における「現地情報の収集調査の実施」と、「調査委員会の開催」の2つのコンポーネントで構成され、その結果を「成果報告会の開催」に収斂させ、事業成果につなげるものである。

本事業の実施に当たっての作業フローは、図 2.2.1 に示すとおりであり、それぞれのコンポーネントの実施内容は次のとおりである。

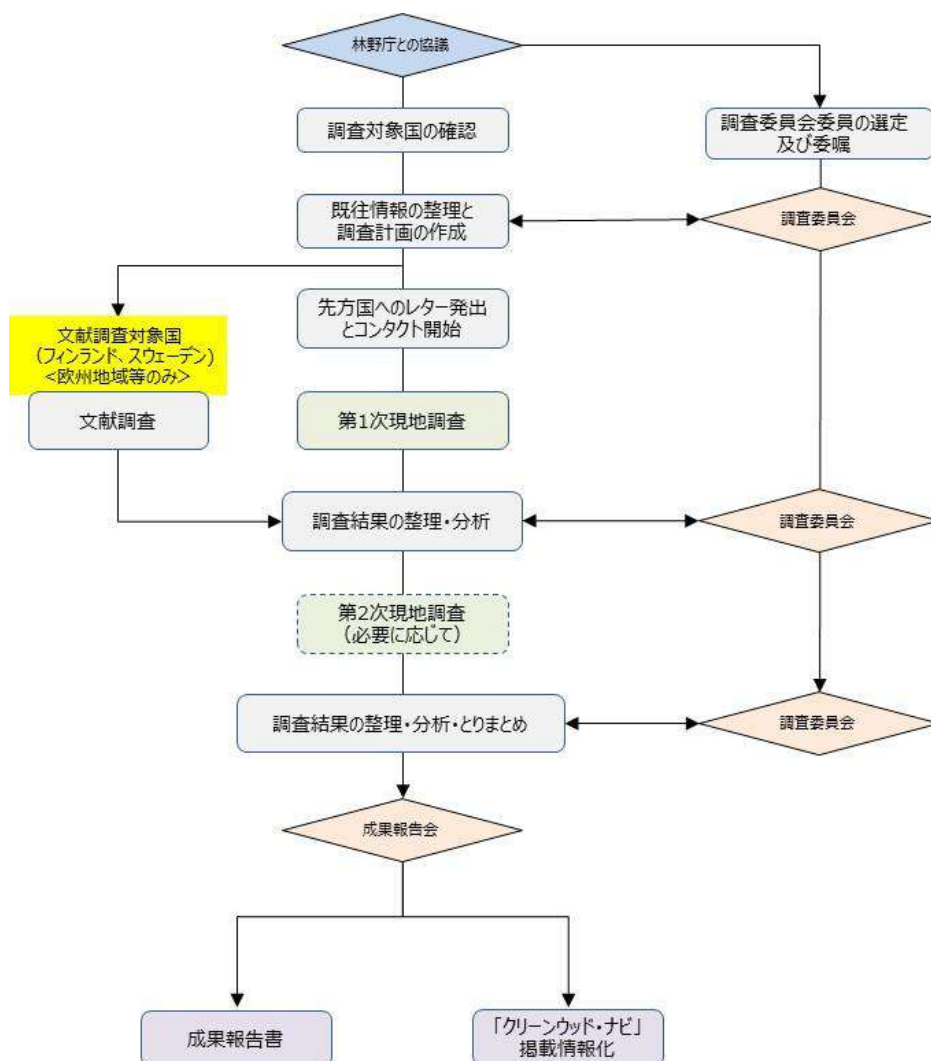


図 2.2.1 本事業実施の作業フロー

【生産国における現地情報の収集】

1) 既往情報の整理

インターネットに公開されている情報を収集して、あらかじめ各国の法令やシステムの概要を把握して、現地調査で情報収集する内容を計画した。その際には、以下の Web サイトを中心とした違法伐採に関する情報も収集した。

◆ Forest Legality Alliance (<http://www.forestlegality.org/risk-tool>)

米国の環境系シンクタンクである World Resources Institute が運営している。国別の関連法令及び必要書類、森林資源の概況、管理実態の概況、木材製品の概況、関連組織のリスト

(業界団体、NGO、行政機関)、リスク評価・低減ツールを掲載している。

◆ **NEPCon (<http://www.nepcon.org/forestry-risk-profiles>)**

デンマークの合法性証明・森林認証関連 NGO が運営しており、上記と同様の内容である。特に、デュー・ディリジェンスの情報の収集、リスク評価及び低減について、具体的な手順に沿って、情報を網羅的かつ簡潔にまとめている。

◆ **Illegal Logging Portal (<http://www.illegal-logging.info>)**

英国の王立国際問題研究所 Chatham House が運営しており、全世界の違法伐採材対策に係る幅広い情報を提供している。国別に最新の関連ニュースをまとめており、最新動向や関係機関を知る手がかりとして有効である。

◆ **Environmental Investigation Agency (<https://eia-global.org>)**

米国に本部を置く潜入捜査を専門とする環境 NGO が運営しており、世界各地で木材業者を装い違法伐採材の商談を行うことで違法性の裏付けを行っており、デュー・ディリジェンスを実施する際の具体的な注意点が実例を通して理解できる。

2) 現地調査の実施

(1) 基本的な調査手法

情報収集調査では、表 2.2.2 に示した工程別の判断の基準の構成要素に着目して、情報を収集した。収集する情報は、主に、中央政府の森林に関する行政機関、通商産業に関する行政機関において施行している木材生産及び取扱い、流通・加工・輸出に係る法令や許認可等のシステムとし、それぞれの内容を把握するとともに、全体を体系的に把握した。

また、法令・許認可制度の運用実態を把握するために、まず、木材生産者、木材加工業者、流通業者、木材輸出業者等の業界団体等を対象に聴き取り調査を行い、業者のリストやサプライチェーンや産業連関の概況、法令・制度を遵守するための具体的な手続内容、手続に必要な書類（様式）の入手・記入・提出方法、その他手続のために必要な作業等を明らかにした。その際、木材の輸入に際して合法性に関する配慮事項が設定されている主に EU に向けた木材の取扱いに注目しつつ、日本向け木材輸出における合法木材のトレーサビリティに焦点を当てながら、木材製品の取扱いの実態についても調査した。さらに、FSC、PEFC 及び PEFC と相互承認している各国で定められた森林認証システム等の状況についても調査した。

(2) 調査対象国ごとの調査ポイント

それぞれの調査対象国における木材等の日本への輸出状況を踏まえ、焦点を当てた調査内容は表 2.2.3 に示すとおりとした。

表 2.2.3 調査対象国ごとの調査ポイント

特徴 国名	概 況	調査ポイント
欧 州		
ルーマニア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集成材、合板などを日本へ輸出している。 ・ 森林伐採施業と加工輸出のリスク情報が存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採段階、木材流通段階(隣国への輸出輸入)に焦点を当てた。 ・ 特にオーストリアへの輸出に関連して、オーストリアの木材流通段階についても確認した。
エストニア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製材、木材チップ、集成材などを日本へ輸出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採段階、木材流通段階(原料の輸入、隣国への輸出)に焦点を当てた。
ラトビア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製材、合板などを日本へ輸出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採段階、木材流通段階(原料の輸入、隣国への輸出)に焦点を当てた。
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製材、合板、木製家具などを日本へ輸出している。 ・ 高リスク国からの原料を使用していると指摘されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に木製家具の木材流通段階(原料の輸入・加工・輸出)に焦点を当てた。
フィンランド	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製材、合板などを日本へ輸出している。 	【文献調査のみ】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材流通段階に焦点を当てた。 ・ 原料の輸入についても留意した。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製材、合板、木製家具などを日本へ輸出している。 	【文献調査のみ】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材流通段階に焦点を当てた。 ・ 原料の輸入についても留意した。
太平洋州		
フィジー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に人工林から生産されている。 ・ 主に木材チップを日本へ輸出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工林の伐採段階に焦点を当てた。
アフリカ州		
南アフリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に人工林から生産されている。 ・ 主に木材チップを日本へ輸出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工林の伐採段階に焦点を当てた。

(3) 現地調査の実施

本事業の調査対象国のうち、ルーマニア、イタリア、エストニア、ラトビア、フィジー及び南アフリカの6カ国に関連して、下表のとおり現地調査を実施し、必要な情報を収集した。

表 2.2.4 調査対象国別の情報収集調査の概要

調査対象国	現地調査期間
ルーマニア	平成30年7月6日～7月22日
イタリア	平成30年9月2日～9月16日 平成30年11月21日～11月25日(注:中国上海において開催されたアジア向けのイタリア家具の展示会にて情報を収集した。)
エストニア	平成30年8月13日～8月24日
ラトビア	平成30年9月28日～10月11日
フィジー	平成30年9月4日～9月18日
南アフリカ	平成30年9月17日～9月30日

【調査委員会の開催】

本事業では、生産国における現地情報を効率的かつ的確に収集するとともに、木材関連事業者が理解・活用しやすく整理することが必要であるため、林野庁の他、木材等製品の流通、合法性等に関する学識経験者、業界団体、NGO等から成る調査委員会を設置し、委員より多角的な助言を得ながら、事業を進めた。

調査委員会委員は、林野庁担当者と協議の上、表 2.2.5 に示す 6 名を選考して委嘱した。

表 2.2.5 調査委員会委員

No.	種 別	氏 名	所 属
1	学術経験者	柿澤 宏昭	北海道大学大学院農学研究院 教授
2		百村 帝彦	九州大学熱帯農学研究センター 大学院地球社会統合科学府 准教授
3	業界団体	上河 潔	日本製紙連合会 顧問
4		岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
5		森田 一行	一般社団法人全国木材組合連合会 常務理事
6	NGO	橋本 務太	WWFジャパン 森林グループ長

調査委員会は、本事業の実施期間中に、3回（開始時、中間報告時、取りまとめ時）開催した。各調査委員会の開催時期、目的・内容等は、下記に示すとおりである。

表 2.2.6 調査委員会の開催時期及び目的・内容

調査委員会	開催年月日・場所	開催目的・内容
第1回	日時：平成30年5月25日（金）14：00～16：00 場所：TKPスター貸会議室 四谷 第1会議室 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-8-6	<ul style="list-style-type: none"> 委員の紹介 本事業の背景、事業内容等の説明 調査対象国の概要説明及び現地調査の実施計画（案）の説明 本事業の実施方針等に関する協議 等
第2回	日時：平成30年8月31日（金）14：00～16：00 場所：主婦会館ブラザエフ 3F コスモス 〒102-0085 東京都千代田区六番町15	<ul style="list-style-type: none"> ルーマニア、エストニアにおける現地調査結果の概要説明 ラトビア、イタリア、フィジー、南アフリカの事前情報収集調査結果の概要説明 今後の現地調査の実施方針・方法等に関する協議 等
第3回	日時：平成31年1月18日（金）13：00～15：30 場所：主婦会館ブラザエフ 8F パンジー 〒102-0085 東京都千代田区六番町15	<ul style="list-style-type: none"> 全調査対象国の調査結果のとりまとめに係る説明 今後の報告会開催、報告書の最終化等の方針・方法等に関する協議 等

【成果報告会の開催】

各調査対象国における現地調査・文献調査の結果について、「クリーンウッド・ナビ」への掲載に先がけて、木材等関係事業者、関連業界団体、NGO 等、広く関係者に報告するため、下記のとおり、成果報告会を開催した。

日時：2019年2月15日（金）
13時30分～16時30分
場所：主婦会館ブラザエフ
9F 「スズラン」
〒102-0085
東京都千代田区六番町十五番
参加者数：62名



2.3 事業の実施体制

本事業を実施するに当たり、調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を行うため、それぞれの国の森林・林業政策や木材の流通に精通している技術者や、海外調査の豊富な経験を有する技術者を多く配置する必要がある。そのため、一般社団法人日本森林技術協会と一般社団法人全国木材検査・研究協会が共同事業体を形成し、本事業を実施した。

共同事業体の両構成員が調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を分担して実施した後、主幹機関である一般社団法人日本森林技術協会が、収集した情報をとりまとめて整理した。

本事業の実施体制として、共同事業体の主幹機関である一般社団法人日本森林技術協会に、管理技術者、照査技術者及び事業責任者（主査）を配置し、主査の下、共同事業体の両構成員から事業担当者を選出して本事業の実施チームを編成した。主査を含む事業担当技術者には、海外における調査業務の経験が豊富な技術者、本事業の調査対象国における業務経験を有する技術者を配置し、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えた。

さらに、調査のスケジュールや作業量に柔軟に対応できるよう、一般社団法人日本森林技術協会の事業部森林情報グループ及び企画グループにバックアップ要員を配置した。

表 2.2.7 事業実施・バックアップ体制（主な業務従事予定者）

区 分	氏 名	所属・役職
管理技術者	金森 匡彦	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ グループ長
照査技術者	小林 周一	(一社)日本森林技術協会 事業部 国際協力グループ グループ長
主査	西尾 秋祝	(一社)日本森林技術協会 事業部 指導役(国際協力グループ)
業務担当者		
	松本 淳一郎(副査)	(一社)日本森林技術協会 事業部 国際協力グループ リーダー
	久納 泰光	(一社)日本森林技術協会 事業部 国際協力グループ
	中村 有紀	(一社)日本森林技術協会 事業部 国際協力グループ
	小松 隆平	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	佐藤 雄一	(一社)全国木材検査・研究協会 専務理事・調査研究部長
	佐々木 亮	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部副部長
	祇園 紘一郎	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部
	大久保 尚哉	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部
	武政 有香	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部
(バックアップ)		
	藤井 創一郎	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	佐藤 顕信	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	吉田 城治	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	郡 麻里	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	永野 裕子	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	宮部 秀一	(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ リーダー
	島崎 奈緒実	(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ 事務主任

4.3 ラトビア

4.3.1 概要

ラトビア共和国（以下、「ラトビア」と略。）は、バルト海南岸で同国、エストニア及びリトアニアが称されるバルト三か国の中央の位置にある。バルト海が内陸部を大きく削り込んだような形のリガ湾は、中世から北部ヨーロッパ航路の要衝であり、ラトビアの首都リガはバルト海沿岸の貿易を掌握していたハンザ同盟の拠点でもある。

ラトビアはエストニア、リトアニア、ロシア及びベラルーシと内陸で接し、フィンランド及びスウェーデンとはバルト海を隔てた隣国である。

ラトビアは13世紀初頭にドイツ騎士団が進出して領有し、その後1583年からリトアニア及びポーランドによる領有、1929年からはスウェーデン及びリトアニアによる領有、1721年からロシアとポーランドによる領有を経て、1795年からは全土がロシア領となった。その後、1918年に独立を宣言し、1920年にはロシア社会主義連邦と平和条約を締結するが、1940年には再びソビエト連邦に併合されている。

ラトビアがソビエト連邦から独立するのは、ラトビアが1990年に独立回復宣言をし、翌1991年に国会が共和国の地位に関する基本法を採択した後、ソビエト連邦においてもバルト三共和国（エストニア共和国、ラトビア共和国及びリトアニア共和国）の国家独立を決定してからである。

ラトビアは、1991年に独立した後、2004年にNATO及びEU加盟、2014年にユーロを導入、そして2016年にはOECDに加盟している。



図 4.3.1 ラトビア共和国位置図

1) 森林

ラトビアの国土面積は6万4,600 km²で、近畿地方と中国地方を併せた面積(6万1,973 km²)よりもやや広い面積である。ラトビアの最高標高は、国の東部中央のGaizņkains山の311mで、国土はおしなべて平坦で多くの湖沼が点在し、降雨量が多いときには冠水する「ウェットランド(Wet Land)」が広く南部内陸部まで展開する。「ウェットランドにはスプルースを、乾いた土地にはパインを植えよ」というのがラトビアの人工造林の基本といわれている。

ラトビア中央統計局が2018年に発表した統計によれば、国土の内の46%は森林(304万ha)、24%は農地(235万ha)で占められている(表4.3.1)。

所有形態別森林面積は、私有林が50%、国有林が49%、地方自治体有林が1%である¹。

表 4.3.2 森林面積及び森林蓄積量

		1935	2000	2005	2010	2016
森林面積	(1,000ha)	—	2,688	2,950	3,241	3,264
森林蓄積量	(100万m ³)	176	546	—	631	677

資料：Zaļās mājas, "Latvian Forest Sector, in Facts & Figures 2018", 2018

森林局では、私有林を「Agricultural Land(農用地)」と称している。これは、昔から森林であったのは現在の国有林であり、私有林は農地が用途転換したものである。ラトビアではソビエト連邦に併合されていた時代に農業放棄地が多く発生し、休耕地の多くに植林がなされた。ソビエト連邦からの独立以降もラトビアの森林面積は拡大を続け、農務省の統計によれば、森林面積は2000年の268万8,000haから2016年には326万4,000haに21%も拡大し、森林蓄積量はこの期間に5億4,600万m³から6億7,700万m³に24%の増加を示している。現在も旺盛な木材需要を背景に林地拡大が進行し、拡大造林面積は2015年が3,400ha、2016年は4,000haであった。

私有林所有者数は13万3,000人であり、私有林の92%は20ha未満の林地で、平均所有規模は11haである。私有林は、小規模分散的所有構造である²。

なお、ラトビア国有林センターによれば、国有林面積は1923年から横ばいである。

表 4.3.1 利用形態別土地面積

区分	面積(1,000ha)	
計	6,460	(100%)
森林	3,040	(47%)
農地	2,350	(36%)
内陸水面	240	(4%)
その他	590	(9%)

資料：Centrālā statistikas pārvalde, "Latvijas Statistikas Gadagrāmata 2017", 2018

表 4.3.3 拡大造林面積

(1,000ha)	
	面積
2005	2.10
2006	2.70
2007	2.20
2008	1.50
2009	3.20
2010	5.10
2011	4.80
2012	3.30
2013	1.50
2014	1.70
2015	3.40
2016	4.00

資料：Zaļās mājas, "Latvian Forest Sector, in Facts & Figures 2018", 2018

¹ Zaļās mājas, "Latvian Forest Sector, in Facts & Figures 2018", 2018.

² U.S.D.A., "Gain Report, Latvia", Dec. 12, 2016, p 3.

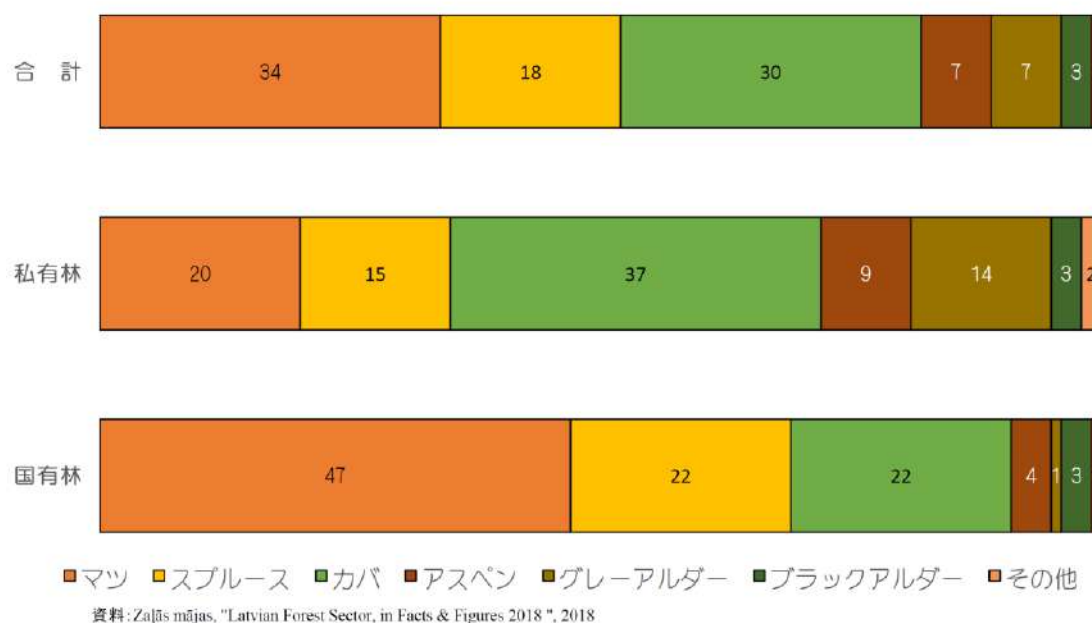


図 4.3.2 所有形態別樹種別森林面積割合 (%) (2016 年)

2015 年以降の造林面積拡大の要因について米国農務省海外農業局の報告書には、2014 年下半期にラトビアの農業部門が暖冬により穀物の記録的な収穫量を記録した一方でロシアの食料輸入制限に直面したため広範な設備投資が行われたこと、2011 年から 2014 年までの間に、経済危機により大幅に落ち込んだ建設部門が比較的早く回復したこと、これら二つの動きが木材加工部門の成長を間接的に助長したと記されている³。

ラトビアの主要樹種は、マツ、スプルース及びカバである。2016 年のラトビアの樹種別森林面積は、マツが 34%、スプルースが 18%、カバは 30%となっている。ただし所有形態別樹種別森林面積では、私有林で広葉樹の割合が高く、国有林では針葉樹の割合が高くなっている。マツとスプルースを合わせた森林面積の割合は、国全体では 52%であるが、私有林では 35%に過ぎない一方で、国有林は 69%に達している。

2) 木材伐採量

2000 年以降、ラトビアでは経済危機の影響を受けた 2000 年代後半の時期を除けば、1,000 万 m³を上回る伐採が行われてきた。2016 年の丸太生産量は 1,056 万 m³で森林所有形態別生産量は、国有林が 511 万 m³、私有林が 545 万 m³であった。木材生産量に占める国有林材の割合は、2000 年代前半は三分の一程度であったが、2012

表 4.3.4 森林所有形態別丸太生産量

年	生産量 (100万 m ³)	
	計	国有林 / 私有林
2000	11.00	3.70 / 7.30
2001	11.20	3.80 / 7.40
2002	12.20	3.90 / 8.30
2003	11.60	4.10 / 7.50
2004	10.70	3.90 / 6.80
2005	11.30	4.80 / 6.50
2006	9.80	4.40 / 5.40
2007	10.10	4.70 / 5.40
2008	8.90	5.50 / 3.40
2009	10.70	7.70 / 3.00
2010	12.90	7.60 / 5.30
2011	12.70	6.70 / 6.00
2012	11.80	5.80 / 6.00
2013	11.70	5.60 / 6.10
2014	11.70	5.40 / 6.30
2015	10.62	5.22 / 5.40
2016	10.56	5.11 / 5.45

資料: Zaļās mājas, "Latvian Forest Sector, in Facts & Figures 2018", 2018

³ USDA Foreign Agricultural Service, "Gain Report", 12/12/2016, p 2.

年以降は半分を若干下回る水準で推移している。

3) 製造業

ラトビアの製造業は拡大基調にあり、その販売額は2010年以降右上がり続け、2016年の製造業の製品販売額は前年比5.6%上昇した。製造業の中でも林業・木材加工業（家具製造を含む）は、重要な産業の一つである。2016年の製造業の部門別販売額シェアは、木材・木材製品製造部門が28%と最も大きなシェアを占めている。

林業・木材加工業の生産額は、2016年のGDPの5.2%を占め、同年の木材製品輸出額は20億ユーロとラトビアの総輸出額の20%を占めている⁴。さらに、ラトビアの木材産業は、欧州の中で最も高い投資率を達成しているといわれている⁵。木材加工業は加工工場の周辺部における最も重要な雇用先であり、地域経済と住民を支えている。

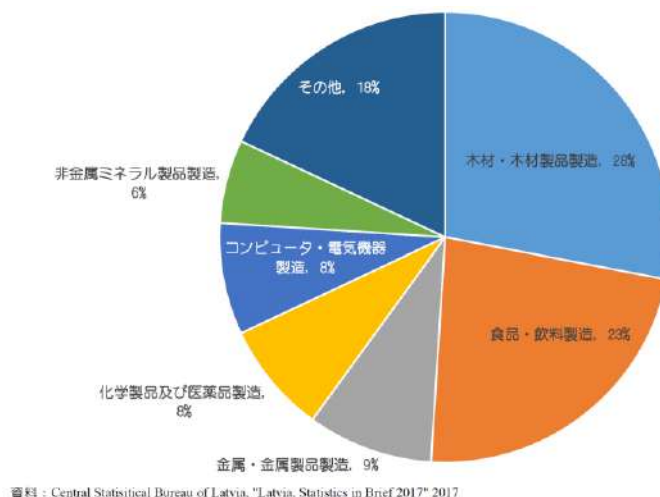


図 4.3.3 製造業の部門別販売額シェア（2016年）

⁴ Zalās mājas, "Katvian Forest Sector in Facts & Figures 2018", p 2, 2018.

⁵ USDA Foreign Agricultural Service, "Gain Report", 12/12/2016, p 9.

4.3.2 木材需給

ラトビアの木材産業は、輸出志向型である。2017年の木材・木材製品（H.S.44類）の輸出額は18億7,971万ユーロで、それに対し輸入額は4億5,757万ユーロと輸出額の四分の一でしかない。同年の輸出超過額14億2,214万ユーロは、ラトビア中央統計局が発表している1991年のソ連からの独立後の統計数値である1993年以降、最高の額となった。輸出超過額は「リーマンショック」により経済が停滞した2008年及び2009年の二カ年を除けば、1993以降増加を続けており、ラトビアの木材産業の活況の一端が統計に現れているといえる。

ラトビアの木材産業は、生産する製品のさらなる高付加価値化をはかっている。ここ数年は、欧州で盛んになっている環境対応に適応した「グリーンプロダクト」として、木造住宅が脚光を浴び需要が拡大している。

ラトビアでは製材品以外に集成材やCLTを使った木造住宅コンポーネント、木造ビルディングの構造部材を製品化し、周辺国を中心とした欧州の他、一部は韓国や東南アジアに輸出している。欧州では木造住宅コンポーネントの需要が特に拡大しているものの供給力が不足しているため、ラトビアの木造住宅コンポーネント製造メーカーは繁忙を究めている。ラトビア木造建築組合⁶は、木造住宅コンポーネントの供給が不足している状態はしばらく続くと予測している。

1) 木材供給

2016年のラトビアの丸太生産量は、1,056万m³であった（表4.3.4）。丸太生産量は2000年以降、概ね1,000万m³を上回る水準で推移している。丸太生産量は2010年に2000年以降のピークとなる1,290万m³を記録するが、その後緩やかに減少している。

ラトビア及び隣国のエストニアでは、老齢過熟林分の増加が持続可能性を阻害する要因として注目されてきた。ラトビアでは2016年の森林面積の19%にあたる60万2,000haの森林は、すでに伐期齢を過ぎた101年生以上の林分である。森林面積に占める伐期齢以上の林分

表 4.3.5 木材・木材製品（HS.44類）の貿易額

	(千ユーロ)		
	輸出額	輸入額	輸出超過額
1993	84,483	2,581	81,902
1994	160,186	4,596	155,590
1995	258,798	10,790	248,008
1996	276,188	9,202	266,986
1997	410,504	14,427	396,077
1998	510,004	21,038	488,966
1999	535,006	26,782	508,224
2000	602,296	33,011	569,285
2001	607,932	40,798	567,134
2002	672,749	58,376	614,373
2003	827,807	98,879	728,928
2004	905,775	160,893	744,882
2005	985,176	195,733	789,443
2006	1,007,885	220,357	787,528
2007	1,292,178	370,074	922,104
2008	1,042,839	194,516	848,323
2009	846,254	91,543	754,711
2010	1,265,349	133,968	1,131,381
2011	1,436,022	161,684	1,274,338
2012	1,465,850	196,443	1,269,407
2013	1,592,955	245,634	1,347,321
2014	1,699,256	328,392	1,370,864
2015	1,709,150	356,637	1,352,513
2016	1,788,959	408,482	1,380,477
2017	1,879,714	457,570	1,422,144

資料：Centrālā statistikas pārvalde

⁶ Latvian Wood Construction Cluster.

の割合は、1988年の10%から拡大して推移している。このようにラトビア国産材の供給力には余力があるので、経済的インセンティブが働けば生産量が増加する可能性がある。

ラトビアでは木材の売買を立木販売により行う場合が多い。伐採は、大型の林業機械を保有している素材生産業者が作業請負または立木販売のいずれかの契約により行っている。森林面積の半数を占める国有林でも伐

表 4.3.6 林齢別森林面積

区 分		1961	1973	1988	2010	2016
計		2,195	2,320	2,857	3,127	3,136
若齢林	1～20年生	988	789	714	838	910
中齢林	21～70年生	659	1,137	1,514	1,215	1,105
成熟林	71～100年生	285	232	343	512	519
過熟林	101年生以上	263	162	286	562	602

資料：Zaļās mājas, "Latvian Forest Sector in Facts & Figures 2018", 2018

採及び山土場までの丸太搬出は、国有林の管理運営を行っている国有林センターが素材生産業者に作業を請け負わせて行う。さらに、国有林と加工工場との丸太売買契約は、契約期間は通常半年、場合によっては一年である。丸太の売買契約では売買する丸太の量を決め、価格については樹種別径級別品質別に山土場渡し、ラトビア国有林センターの貯木場渡しまたは工場着渡しのいずれかの条件で四半期単位で取り決めている。ラトビア国有林センターは、伐採する前に林班別の伐採計画を作成する。伐採計画では、樹種別径級別品質別の伐採量を積算するとともに、複数の加工工場と締結している丸太の売買契約の販売実績を考慮しながら生産する丸太を販売先別に割振る。私有林における木材販売は、山林所有者が素材生産業者または加工工場と立木売買契約を締結し、伐採と山土場までの丸太搬出を素材生産業者に請け負わせる方法で行うのが一般的である。

国有林、私有林とも山土場から加工工場までの丸太輸送は、一般的に加工工場または素材生産業者が調達した車輛により行っている。製材工場の丸太集荷圏は、工場から概ね100kmの範囲といわれ、国境付近の工場では隣国からの丸太集荷が日常的に行われている。

ラトビアは、木材製品の生産に係わる統計を製品の販売量または販売額として発表している。2017年の輸出製品を含む販売量または販売額は、製材品が363万4,000 m³、繊維板を除く木質ボード及び集成材は143万2,000 t、ペレットやブリケットその他の木質形成燃料は157万2,000 t、主にエストニアで合板に加工するカバの単板は5万4,000 tであった。木質燃料は、工場廃材の他に林地残材も原料としており伐採時に発生する枝、伐採後の整地作業で生ずる樹木の根も売買の対象となる。林地残材は燃料原料として重量あたりのカロリー量を単位として取引がなされる。伐採地の道路脇には、林地残材の単価を上げるために山積みした林地残材の上に防水シートをかけて乾燥させている風景が頻りにみられる。

表 4.3.7 木材製品販売の推移

区 分	2013	2014	2015	2016	2017
単板 (1,000 t)	45	46	40	46	54
製材品 (1,000 m ³)	3,056	3,574	3,411	3,729	3,634
荒挽製材品、枕木及び円柱材 (1,000 m ³)	—	155	165	170	131
木質成形燃料 (1,000 t)	1,189	1,376	1,616	1,660	1,572
繊維板を除く木質ボード (2015年以降は集成材を含む) (1,000 m ³)	1,151	1,210	1,265	1,445	1,432
木造プレハブ建築物 (100万ユーロ)	—	35	43	56	35

資料：Centrālā statistikas pārvalde, "Latvijas statistikas gadagrāmata".

表 4.3.5 に示したように、木材・木材製品の輸入額は輸出額の四分の一に過ぎない。しかし、輸入額は 2010 年以降増加傾向にあり、2017 年の輸入額 4 億 5,757 万ユーロは、2010 年の輸入額 1 億 3,397 万ユーロと比較すると 3.4 倍に増加している。

2017 年の輸入量は、丸太が 119 万 m³、製材品は 96 万 2,000 m³、切削板が 13 万 m³、合板が 11 万 7,000 m³などとなっている。輸入している丸太と製材品の樹種別内訳は、丸太については針葉樹が 90 万 m³、広葉樹は 29 万 m³で、製材品については針葉樹が 93 万 4,000 m³、広葉樹が 2 万 8,000 m³で、丸太、製材品ともに針葉樹を中心に輸入している(表 4.3.8、表 4.3.9)。

ラトビアは木質燃料の導入を積極的に行っており、2015 年以降は、ペレットの輸入量が増加し、2017 年も 9 万 1,000 t を輸入している。

さらに、前述のようにラトビアの木材産業は木造住宅コンポーネントの輸出を強化している最中であるが、その一方で木造プレハブ建築物の輸入も増加している。2017 年の木造住宅コンポーネントの輸入額は 2,977 万 6,000 ユーロで、2010 年の輸入額 1,491 万 5,000 ユーロから倍増した。

表 4.3.8 木材・木材製品輸入状況

区 分		2000	2005	2010	2011	2012
丸太	(千 m ³)	136	1,082	437	441	735
製材品	(千 m ³)	136	616	201	178	228
単板	(千 m ³)	1	1	69	91	89
切削板	(千 m ³)	23	91	32	37	38
合板	(千 m ³)	4	13	37	48	35
ペレット	(千 t)	—	—	—	—	34
燃料用木屑	(千 t)	0	8	12	27	36
木造住宅コン ポーネント	(千 t)	3,664	13,507	14,915	19,627	21,951
区 分		2013	2014	2015	2016	2017
丸太	(千 m ³)	986	1,302	1,560	1,531	1,190
製材品	(千 m ³)	268	470	591	809	962
単板	(千 m ³)	127	125	129	126	96
切削板	(千 m ³)	38	44	50	101	130
合板	(千 m ³)	32	54	75	91	117
ペレット	(千 t)	41	88	129	196	209
燃料用木屑	(千 t)	40	46	105	110	91
木造住宅コン ポーネント	(千 t)	29,728	32,216	28,135	31,970	29,776

資料：Department of Forest, Ministry of Agriculture of Latvia.

木材・木材製品の輸入は、近隣国を主な相手国として行っている。丸太の輸入相手国は隣国のリトアニアとエストニア、製材品の輸入相手国は針葉樹が隣国のベラルーシとロシア、合板はロシアが主要相手国である(表 4.3.9)。

表 4.3.9 相手国別輸入量（2017 年）

丸 太			
針葉樹		広葉樹	
国 名	(千m ³)	国 名	(千m ³)
計	900	計	290
リトアニア	690	リトアニア	186
エストニア	81	エストニア	56
ノルウェー	51	ロシア	21
ベラルーシ	65	ベラルーシ	23
ロシア	9	フィンランド	4
その他	4	その他	1
製 材 品			
針葉樹		広葉樹	
国 名	(千m ³)	国 名	(千m ³)
計	934	計	28
ベラルーシ	406	ロシア	11
ロシア	236	ウクライナ	4
エストニア	194	ドイツ	2
リトアニア	56	リトアニア	2
フィンランド	21	エストニア	3
その他	21	その他	7
合 板			
国 名	(千m ³)		
計	117		
ロシア	94		
エストニア	9		
フィンランド	4		
ドイツ	1		
ベラルーシ	2		
その他	7		

資料: Department of Forest, Ministry of Agriculture of Latvia.

2) 木材加工

ラトビアの木材加工企業は、建具、CLT、木造住宅コンポーネントを製造している企業であっても、自社で丸太を原料として製品を製造している場合が多い。たとえば、木造住宅コンポーネント製造企業の場合、丸太調達、製材、人工乾燥、ラミナ生産、縦継ぎ集成材生産、CLT 製造、住宅コンポーネント部材加工、出荷梱包までを、ドアや窓枠のような建具であっても丸太調達、製材、人工乾燥、部材加工、塗装、仕上げ、出荷梱包までの全ての工程を一つの工場で行っている。もちろん、他社が生産した人工乾燥製材を購入して原料として製品加工を行っている工場も存在する。関係者の説明によれば、他社製品を原料として使用すると原料コストが増加して価格競争力が低下するため、ラトビアの木材加工企業は、丸太を調達して製品加工を行う工場が多いという。

ラトビアにどれだけの木材加工業者が存在するのかについては、ラトビア中央統計局の統計では木材加工業を製造業の中に含めて発表しているので把握できない。

木材加工企業数を把握するために唯一参考となる資料は、2015 年にラトビア投資開発庁が作成した 2014 年現在の木材業者の名簿⁷である。同名簿は、丸太から最終製品までを一貫して生産する工場が多いため、企業別に行っている業務や加工内容を一覧表で示す作りにな

⁷ Latvijas Investīciju un attīstības aģentūra, “Forest Industry in LATVIA“, 2015.

っている。この名簿の内容を集計し、表 4.3.10 として掲載するが、発表から年月が経っているので参考としてご覧いただきたい。

なお、この名簿に記載されている林業及び木材加工企業数は 160 件であるが、一つの企業が区分した業態または業務を複数実施しているため、業態別業務別件数の合計は業態別件数の数値と、業態別件数の合計は総企業数と一致しない。

日本がラトビアから輸入している木材・木材製品 (H.S.44 類) の輸入額の 95% は製材品であり、その内の 99% はマツ並びにスプルース及びファーの製材品である。表 4.3.10 では、ラトビアで一般製材を行っている企業は 43 件、人工乾燥材を生産している企業は 33 件であった。さらに製材以外の業態では、山林 8 件、素材生産及び丸太輸送 14 件、木質ボード製造 33 件、建築部材加工 36 件、梱包材製造 20 件、住宅コンポーネント製造 47 件、木造建築物建築 29 件となっている。

前述のように、ラトビアの林産業は国外市場を重視している。このため国外の顧客からの要望に応えられるように、森林所有者は森林認証を取得し、林産企業は森林認証の CoC 認証取得に積極的である。特に輸出を行っている林産企業は、FSC と PEFC 両方の認証を取得している場合が多い。

表 4.3.10 林業・木材加工業者数 (2013 年)

			(件)
業態	業務	業務別件数	業態別件数
総 企 業 数			160
山林	再造林	7	8
	山林経営	7	
素材生産 丸太輸送	伐採	9	14
	搬出	9	
	丸太輸送	13	
製材	一般製材	43	45
	保存処理材	19	
	人工乾燥材	33	
木質ボード 製造	単板	3	33
	カバ合板	4	
	切削板	5	
	OSB	1	
	家具用集成板	6	
	針葉樹ボード	17	
	その他	10	
建築部材 加工	住宅フレーム	26	36
	縦継材	14	
	住宅フレーム	13	
	グルーラム	13	
梱包材 製造	パレット製造	16	20
	その他	12	
住宅コンポー ネント製造	製材加工	26	47
	その他	41	
木造建築物 建築	一般住宅	24	29
	その他	27	

注：表の左端に区分した業態を複数実施している企業があるため、業態別企業数の合計は「総企業数」の件数と合致しない。

資料：Latvijas Investīciju un attīstības aģentūra, "Forest Industry in LATVIA", 2014, pp 8-15。

3) 木材需要

統計から算出できる丸太と製材品の名目消費量及び輸出割合を表 4.3.11 に示した。

丸太の名目消費量は 2016 年が 922 万 m³ で、増加傾向にある。丸太の輸出割合は国内の加工需要があるため 2016 年においても 24% と小さく、2013 年以降は四分の一から 3 割の間で推移している。

製材品の名目消費量は2017年が160万6,000 m³、2016年は141万2,000 m³であり、2013年以降増加傾向にある。製材品の輸出割合は丸太と対象的で、2017年が66%、2016年は70%であった。製材品の輸出割合は、製材品が集成材、CLTその他の製材品の代替品または製材品を原材料として製造する付加価値製品の開発と需要の拡大にともない、将来的にはさらに低下する可能性がある。

木材・木材製品の輸出は、額ベースでは2009年以降、増加を続けている（表4.3.5）。輸出量も中長期的には拡大傾向にあるが、2017年は輸出量が若干減少している品目がある。

2017年の品目別輸入量は、丸太259万5,000 m³、製材品312万1,000 m³、切削板105万4,000 m³、チップ150万t、ペレット158万7,000tなどとなっている（表4.3.12）。

表 4.3.11 丸太、製材品の名目消費量と輸出割合

		2013	2014	2015	2016	2017
名目消費量 (千m ³)	丸太	8,949	9,166	9,178	9,220	—
	製材品	809	1,411	1,164	1,412	1,606
輸出割合 (%)	丸太	29	30	25	24	—
	製材品	76	66	72	70	66

注1：名目消費量は、供給量（丸太生産量または製材品販売量に輸入量を加えた量）から輸出量を減じた量。
 注2：輸出割合は、供給量（丸太生産量または製材品販売量に輸入量を加えた量）に対する輸出量の割合。
 資料1：丸太生産量の数値は、表4.3.5に同じ。
 2：製材品の販売量の数値は、表4.3.7に同じ。
 3：輸出入の数値は、Department of Forest, Ministry of Agriculture of Latvia.

表 4.3.12 木材・木材製品の輸出状況

区 分		2000	2005	2010	2011	2012
丸太	(千m ³)	4,190	3,919	4,158	4,401	4,107
製材品	(千m ³)	3,021	2,836	2,149	2,248	2,332
単板	(千m ³)	8	15	7	2	1
切削板	(千m ³)	79	161	583	579	676
合板	(千m ³)	128	180	216	234	247
木造住宅コンポネント	(千t)	37,098	84,478	85,985	104,190	113,025
薪炭用丸太	(千t)	123	261	999	649	208
チップ	(千t)	499	1,521	1,992	2,024	2,100
ペレット	(千t)	—	—	—	—	902
木屑	(千t)	127	530	803	866	104

区 分		2013	2014	2015	2016	2017
丸太	(千m ³)	3,737	3,836	3,002	2,871	2,595
製材品	(千m ³)	2,515	2,788	3,003	3,296	3,121
単板	(千m ³)	2	3	3	5	28
切削板	(千m ³)	731	782	856	951	1,054
合板	(千m ³)	250	247	286	360	284
木造住宅コンポネント	(千t)	117,198	107,854	123,995	120,180	129,029
薪炭用丸太	(千t)	221	158	132	163	252
チップ	(千t)	1,614	1,340	1,105	1,413	1,500
ペレット	(千t)	1,056	1,290	1,605	1,611	1,587
木屑	(千t)	125	99	57	130	77

資料：Department of Forest, Ministry of Agriculture of Latvia.

木材・木材製品の2017年の相手国別輸出量については、丸太についてはスウェーデンが多く、丸太輸出量に占めるスウェーデンのシェアは、針葉樹、広葉樹ともに47%である（表4.3.13）。ラトビアではカバ丸太の中国向け輸出量が増加しており、2017年の中国向け広葉樹丸太輸出量は29万1,000 m³と広葉樹丸太輸出量の18%を占めるまでに拡大してきている。ラトビアは良質のカバ合板産地であり、関係者には中国への輸出がさらに増加して、カバ丸太の価格上昇や原料不足が生じるのではないかと懸念が生まれている。

製材品の主要輸出相手国は英国で、製材品輸出量に占める英国のシェアは、針葉樹で35%、

広葉樹では20%である。針葉樹製材品は、韓国が第3位の輸出相手国であるように欧州の他、アジア等広範囲に輸出している。

表 4.3.13 相手国伐輸出量 (2017 年)

丸 太			
針葉樹		広葉樹	
国 名	(千m ³)	国 名	(千m ³)
計	960	計	1,635
スウェーデン	454	スウェーデン	766
エストニア	182	中国	291
中国	124	ドイツ	120
ドイツ	84	リトアニア	85
フィンランド	75	フィンランド	86
その他	41	その他	288
製 材 品			
針葉樹		広葉樹	
国 名	(千m ³)	国 名	(千m ³)
計	2,746	計	375
英国	974	英国	74
エストニア	258	ドイツ	41
韓国	164	オランダ	62
オランダ	147	中国	32
ドイツ	146	エストニア	28
その他	1,058	その他	139
合 板			
国 名	(千m ³)		
計	284		
ドイツ	57		
英国	32		
トルコ	31		
フランス	16		
オランダ	15		
その他	133		

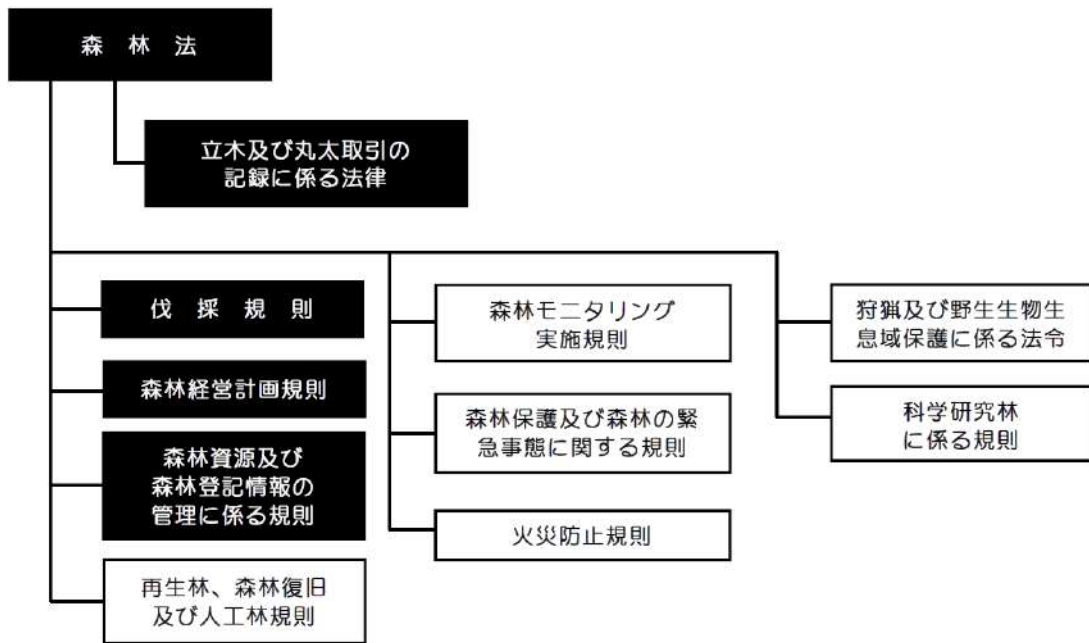
資料: Department of Forest, Ministry of Agriculture of Latvia.

なお、2017年に日本がラトビアから輸入した木材、木材製品（貿易品目第44類）の輸入額は38億8,700万円で、品目別輸入額割合はH.S.4407の製材品が95%、合板2%、その他3%であった。同年のラトビアからの製材品輸入額の内、46%はマツの製材品、54%はスプルースの製材品であった。

4.3.3 主要林業法令と関係省庁

1) 主要林業法令の概要

ラトビアの主要林業法令は、森林法を核として次の図に示した法令により構成している。



注：黒塗りの四角に記した法令は、木材の合法性確保に深く関わっているもの。

図 4.3.4 主な森林関係法令

(1) 森林法 (Meža likums)

ラトビアの森林法は、経済、生態系及び社会の持続可能な運営の促進、森林利用、平等な権利、所有権の不可侵、経済活動の独立性の確保及び全ての森林所有者に対する平等な義務の設定並びに国有林の運営及び収容条件の制定を目的としている⁸。

森林法は、国民の森林立入権、伐採、非木質森林価値の利用、森林再生材料、森林の再生及び植林、森林保護、森林及び森林経営計画の情報、森林における自然保護、公園、森林開発、国の森林管理、科学研究林並びに森林管理及び利用関連規則違反に係る対応を定めている。

森林法では森林を「主に樹木により構成され、現在または将来の樹高が少なくとも 5 m そして樹冠率が 20% 以上に達しているまたは達する可能性がある生態系をいう」と定義し、森林法の適用範囲を次のように定めている⁹。

⁸ 森林法第 2 条第 1 項。

⁹ 森林法第 3 条第 1 項。

- 農務省の不動産登記情報システムに森林として登記された土地。
- 農務省の不動産登記情報システムに森林以外の利用区分で登記された土地の内、地表が立木に覆われ面積が 0.5ha 以上、かつ、5 m以上の平均樹高がある立木地。
- 森林内の草地及び空き地、林業基盤施設及びスワンプ。

なお、森林法では次の土地を森林とみなさないと規定している。

- 道路、鉄道、ガスパイプライン、石油パイプライン、水路及び墓地に占有されている土地並びに幅 20m未満の人の手があまり加えられていない樹木または天然の樹木に覆われた土地、果樹園、公園及び苗圃。
- 面積が 0.5ha に満たない立木地。

森林法の要点は、次のとおりである。

① 国民の森林立入権

ラトビアでは、法令による制限が伴わず、特殊な目的の植林がなく、かつ、狩猟のための動物を維持するための森林地域及び取水口周辺の立入禁止地域でなければ、国有林または地方自治体有林での滞在及び自由な行動を行う権利が認められている¹⁰。ただし、民有林においては森林所有者が、地方自治体林においては地方自治体が、国民の森林での滞在または行動を制限することがある¹¹。

さらに、森林に立ち入る国民には次の義務が課されている。

- 森林火災防止規則の遵守。
- 土壌及び林業基盤への損害防止。
- 廃棄物による森林汚染の禁止。
- 休憩施設の利用に係る要件の遵守。
- 鳥の巣及び蟻塚の破壊禁止。
- 動植物への危害防止。
- 私所有林所有者及び地方自治体の立入禁止制限の遵守。

② 伐採

森林法では、森林の伐採は主伐、保育伐、改善伐、衛生伐、山林開拓、景観整備伐、その他の伐採とし、これは国の承認事項であると定めている¹²。

さらに、森林以外の土地における立木の伐採も許可制であり、森林外の伐採規則の規定に基づいて市町村が発行する森林外伐採許可書により行われている。ただし、前述のように、次の立木地での伐採は森林局が管轄しているため、伐採を計画している土地所有者は、森林局に伐採証明書（伐採許可書）を申請できる。

- ・ 森林局が人工林として登録した立木地

¹⁰ 森林法第 5 条第 1 項。

¹¹ 森林法第 5 条第 2 項・第 3 項。

¹² 森林法第 7 条。

- ・所有者が、森林局に再生林、植林及び人工林規則の規定に定める人工林の基準を満たしている立木地を人工林として登録するよう申請し、同局がこれを承認した立木地

森林法は、伐採方法別に伐採の主な承認要件を次のように定めている。森林局は、森林所有者から伐採証明書の申請または伐採承認申請がなされたときは、森林関連法令が定めるこの他の要件である不動産登記内容、森林資源調査結果、経済活動報告内容、森林モニタリング調査の結果を総合的に評価し、伐採証明書の発行または伐採の承認を決定する。

A. 主伐

主伐は、立木が表 4.3.14 に掲げる樹種別伐期齢に達したときまたは主伐できる大きさに生長したときに¹³、特別保護林においては林区別、その他の森林においては林班別に申請と承認がなされる。ただし、伐採できる大きさの立木であっても、特別保護樹木及び特

表 4.3.14 樹種別伐期齢

	(年)		
	在来種	保護林	法制林
オーク	101	121	121
マツ カラマツ	101	101	121
スプルース アッシュ シナノキ	81	81	81
カバ	71	71	51
アルダー	71	71	71
ホワイトポプラ	41	41	41

資料：森林法第9条第1項。

別自然保護区で保護されている立木の伐採は禁止されている¹⁴。さらに、森林法では、天然林及び皆伐禁止林を定め、森林局は伐採証明書の申請があった森林が該当する区分に応じて、伐採の方法、強度その他の要件を定めて伐採証明書を発行している。

なお、森林法は、病虫害、その他の損傷を受けた樹木の除去を目的に間伐または整理伐をする前に、林分の胸高断面積が損傷した樹木の除去により最小胸高断面積を下回ると予想されるときは、森林局の衛生的判断を受けて主伐により立木を伐採できると定めている¹⁵。

表 4.3.15 主伐に係る天然林区分及び皆伐禁止林区分

天然林区分	皆伐禁止林区分
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国立公園自然保護区 ▪ 国有自然保護林 ▪ 丘陵傾斜地 ▪ 城内立木地 ▪ 植物、キノコ、地衣類及び動物の種保護林 ▪ 公園及び研究用植林地 ▪ 生態系保護林 ▪ 地質別地形別区分 ▪ 樹種別成長区分 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 自然公園自然景観地域 ▪ 自然公園文化景観地域 ▪ 自然公園リクレーション景観地域 ▪ 自然公園リクレーション地域 ▪ 自然公園林 ▪ 保護林 ▪ 自然保護林 ▪ 森林公園緑地 ▪ 小規模林(面積1ha以上の森林から500m以上離れた面積1ha未満の森林) ▪ 風水害防止林 ▪ 医療機関周辺林 ▪ 保護されている工業用溜池及びその水源 ▪ 湖沼地を通過する道の周辺の林地 ▪ 海岸線、10ha以上の面積の湖、河口から10km以内の河川の周囲の林地 ▪ 遺伝子保護地 ▪ 銘木 ▪ 保護林内の外来種、銘木及び文化的歴史的樹木。 ▪ 文化的記念林

資料：伐採規則第10項。

¹³ 森林法第9条第1項。

¹⁴ 森林法第12条第5項。

¹⁵ 森林法第11条。

B. 間伐、保育伐

間伐は立木地における胸高断面積が最小胸高断面積を超えている場所で、保育伐は施業の結果、立木地の胸高断面積が最小胸高断面積を下回るものについて森林局が承認する¹⁶。

なお、森林法では、伐採証明書は不要であるが、森林局の承認が必要な伐採及び伐採証明書を発行しない事案を次表のように定めている。伐採証明書を発行しない事案とは、伐採証明書の申請があってもこれを承認しない事案という意味である。

表 4.3.16 伐採証明書が不要な伐採及び伐採証明書を発行しない事案

伐採証明書は不要だが 森林局の承認が必要な伐採	伐採証明書を発行しない事案
<ul style="list-style-type: none"> ①胸高直径が 12 cm以下の立木の伐採。 ②20 年生よりも若い立木の保育間伐。 ③胸高断面積が最小胸高断面積よりも大きな林班における枯死木及び風倒木の伐採。 ④境界線の設定または保守のための伐採。 ⑤基盤整備作業中の緊急事態の発生により必要になった伐採（森林所有者に通知）。 ⑥伐採禁止地区での基盤整備のための伐採。 	<ul style="list-style-type: none"> ①申請の活動が法令の要件を満たさない場合。 ②森林所有者が経済活動報告をしなかった場合。 ③森林所有者が不動産登記簿と一致しない場合。ただし、衛生目的または国益目的の伐採については、この限りではない。

資料：森林法第 12 条。

③ 非木質森林価値の利用

森林法では非木質森林価値とは、森林内におけるリクレーション、環境配慮資産及び生態学的資産と定義しており¹⁷、ラトビアでは森林所有者が制限をしていない限り、野イチゴ、果実類、木の実、キノコ及び薬用植物を個人の裁量により採取できる¹⁸。ただし、狩猟については、主要種及び生息域保護に係る法令によりその利用を定めている¹⁹。

④ 森林再生材料²⁰

森林再生材料とは、再造林用に使用する樹木の種また苗をいい、森林法は登録した基本材料からのみ再生材料を集められると規定し、森林局が森林再生材料の産地の登録を維持している²¹。

⑤ 再造林及び植林

伐採後の再造林は、森林所有者の義務である。森林法は、森林所有者は、立木地の胸高断面積が不足しているとき、保育、伐採、その他の要因により影響があったときは、森林を復旧しなければならないと定めている²²。

¹⁶ 森林法第 10 条。

¹⁷ 森林法第 15 条。

¹⁸ 森林法第 16 条第 1 項。

¹⁹ 森林法第 16 条第 2 項。

²⁰ Forest reproductive material

²¹ 森林法第 17 条—第 19 条。

²² 森林法第 21 条。

⑥ 森林保護

森林法では内閣は、森林保護規則の規定に基づき、森林火災、急速な森林病虫害被害及び災害の拡大がみられるとき並びに森林の衛生状態を制御する必要があるときに警報及び制限を発し、森林を保護すると定めている²³。

⑦ 森林及び森林経営計画の情報

森林法は、森林所有者に対して、認証されたアセスメント委託機関による森林資源調査を20年に一回行い正確な情報を森林局に提出すること、実施した林業活動を経済活動報告書にとりまとめて毎年森林局に情報を提供することを定め、森林局に対しては、これらの報告により取得した森林資源調査データを森林局の資源データとして正確に反映することを定めている²⁴。

森林法では、森林所有面積の合計が1万ha以上の森林所有者に森林経営計画を10年に一回策定することを義務づけられており、森林所有者が同計画を策定するに当たっては、次の事項を重視するよう定めている²⁵。

- 持続性を維持した最大限の資源利用。
- 森林経営、ラトビア共和国国家計画及び地方自治体の地域開発計画が規定する範囲の森林の経済的利用及び生態系または社会的要求の優先対象の決定。
- 森林の生産性並びに価値の維持及び改善。
- 法令の要求事項。

さらに森林法は、国有林の森林経営計画については森林局長が承認し、関係機関または経営委員会が承認したものによって実行し、計画実行の最大限の円滑化と木材資源の持続的利用を確実にすること、地域の林業活動の焦点及び場所、持続的森林経営のための指標の遵守並びに森林経営計画の公共部門への確実な組み入れを提供するよう定めている²⁶。

⑧ 公園及び森林公園

森林法は森林公園について、森林内リクレーション、スポーツ及び催し物のための場を提供し、森林の生態系保護並びに美観、地域の景観及び伝統的文化の質を損なわないよう設定すること、地方自治体長により土地所有者との合意、公園設立のための規則の作成及びその規則の施行を行うこと、森林所有者は森林公園設立による林業活動の制限に伴う損害賠償請求権をもつこと、森林公園内での伐採、森林再生材料の生産、再造林及び飼育を禁ずることを定めている²⁷。

²³ 森林法第26条―第28条。

²⁴ 森林法第29条。

²⁵ 森林法第31条。

²⁶ 森林法第31-1条。

²⁷ 森林法第38-1条―第38-4条。

⑨ 森林開発

森林法が対象としている森林開発とは、次の行為のための国による森林の接収であり、同法はこれらの活動に係る伐採により損害を被る個人には国が賠償責任を負うこと、この賠償金は国の基本予算である森林開発基金で賄うことを定めている²⁸。

- 建設。
- 鉱物資源採取。
- 農地開発。
- 特別保護生物棲息地域の復旧。
- 国有地の保護及び立入禁止規制の実施。
- 国の危機回避のための陸軍の設備及び確保地設置。

⑩ 国の森林管理

森林法は国による森林管理に係る規定として、主に次の事項を定めている。

A. 担当機関

森林部門の公共管理は、次の表に掲げた機関が行う。

表 4.3.17 森林部門の公共管理を担当する機関

機 関 名	機 能
農務省	森林政策並びに全ての関係者の確実な認識、森林所有者の知識とスキルの向上及び森林所有者のための持続可能な森林経営実施のための規則の制定。
森林局	ラトビアの全ての森林の経営及び利用を規制する法令を制定し、それらの遵守を監視。
環境保護地方開発省	自然保護政策の策定及びその実行のために必要な規則の制定。
自然保護委員会	ラトビアの全ての森林及び承認されたラトビアのナチュラ 2000 の中の森林経営計画、欧州における重要性から保護された地域並びに承認された森林経営計画で特別に保護された自然物、生物の種及び生息域に係る法令遵守の監視。

資料：森林法第 43 条第 1 項。

B. 森林開発基金

森林開発基金は融資事業及び林業支援、森林開発、調査事業並びに森林所有者の教育及び訓練のために設立し、内閣が運用手続きを決定する²⁹。

C. 証明書手数料

森林の公共管理のために国が手数料を徴収する証明書は、植物防疫鑑定証明書、非生産立木地承認鑑定書、森林再生材料原産地証明書及び森林再生材料のための輸入許可証明書とし、内閣が手数料の額を決定する³⁰。

²⁸ 森林法第 41 条・第 42 条。

²⁹ 森林法第 43 条第 3 項。

³⁰ 森林法第 43-1 条。

D. 国有林

森林法は、国有林に関して、主に次の事項を規定している³¹。

- a. 国有林は、国の名義で土地登記簿に登録すること。
- b. 国有林については次の場合を除き、譲渡または民営化及び永続的利用を認めないこと。
 - 地方自治体の自主的な役割である道路を建設するとき。
 - 墓地を建設または拡張するとき。
 - 公園の建設及び拡張をするとき。
 - 国有林地が工業団地、経済特区その他の目的により必要なとき。
- c. 内閣は、ラトビアにおけるバランスがとれた政策作成を促進し、森林部門の政策を実行するために森林諮問審査会を設立すること。

⑪ 科学研究林

森林法では、訓練の支援及び森林教育現場での継続的な教育とともに長期的な科学研究の構築及び環境及び森林のモニタリング施設として運営されている科学研究林の設立、運営に係る事項を規定している³²。

⑫ 森林管理及び森林利用関連規則違反に係る対応。

罰則を規定している³³。

(2) 立木及び丸太の取引記録に係る法律 (Par koku un apaļo kokmateriālu uzskaiti darījums)

立木³⁴及び丸太³⁵の取引記録に係る法律は、立木と丸太の全ての流通段階に統一的な会計処理を導入し、公正な競争及び的確な徴税の促進を目的に³⁶制定された。

この法律の適用範囲は、立木もしくは丸太を保有または丸太の貯木及び加工を行う個人及び法人である。これらの個人及び法人は、この法律が規定する会計処理手順に従って記録を保存するとともに、丸太を個人消費するときはこの法律が規定する個人用丸太の会計手順に従って記録を作成し、森林局に報告しなければならない³⁷。

立木及び丸太の取引記録に係る法律は、総則、立木と丸太の材積³⁸決定、取引における立木及び丸太の計測処理手順、個人用丸太の計測手順及び犯罪、損害、監督及び管理に係る責任を規定している。同法が規定する内容として列記した各事項の要点は、次のとおりである。

³¹ 森林法第 44 条及び第 45-1 条。

³² 森林法第 46 条-第 49 条。

³³ 森林法第 50 条。

³⁴ この法律では立木を「伐採証明書により伐採の対象となっている樹木」と定義している。

³⁵ この法律では丸太を「材長 1m 以上、直径 3cm 以上の樹幹の樹皮の有無を問わない未処理のもの」と定義している。

³⁶ 立木及び丸太の取引記録に係る法律第 2 条。

³⁷ 立木及び丸太の取引記録に係る法律第 3 条。

³⁸ この法律では材積を「m³で表記した材積」と定義している。

①立木及び丸太の材積決定

立木材積は、森林局のデータベースに登録しているデータまたは許容誤差が最大 10% の測定精度を保証する方法を使用して決定し³⁹、丸太材積は、ラトビア国内規格による測定により決定する⁴⁰と定めている。

②取引における立木及び丸太の計測処理手順

決定した丸太材積は取引文書に反映させ、山土場⁴¹または貯木場⁴²での売買においては、丸太の産地及びトラッキングが可能な計測処理がなされなければならない。ただし、伐採証明書に記載されている材積と丸太の材積が異なるときは、伐採現場で得られた材積を丸太材積として採用する。森林所有者は販売した立木または丸太の材積その他の情報を経済活動報告に記載し、森林法の規定により森林局に提出しなければならない⁴³。

③個人用丸太の計測処理手順

森林所有者が個人消費のために入手した丸太の材積、樹種、使用目的及び伐採地の所在地は記録が義務づけられている。森林所有者はこの記録を経済活動報告に記載し、森林法の規定により森林局に提出しなければならない⁴⁴。

④犯罪、損害、監督及び管理に係る責任

森林局と歳入庁は、法律が規定する手続きの遵守を監督し、立木及び丸太の管理を確実に行うことを規定する⁴⁵とともに、記録と実際の丸太材積の差が許容範囲を逸脱しているときは罰金を課す⁴⁶と規定している。

(3) 伐採規則 (Noteikumi par koku ciršanu mežā)

伐採規則は、伐採の要件及び手順並びに証明書の発行を規定している。図 4.3.5 の伐採証明書は、この規則の規定の別記様式 13 の様式により発行する。

この規則は、胸高断面積の測定及び計算方法、主伐対象在来種立木の直径測定方法、林相別または地域別最大皆伐面積、伐採地の設定条件、択伐手順、非生産立木地の決定方法及び伐採手順、枯死木、風倒木、病虫害木その他の被害木伐採手順、景観伐採の方法及び手順、山林開発のための伐採手順、伐採に係る自然保護要件、伐採地の準備手続、伐採証明書発行手続により構成している。

³⁹ 立木及び丸太の取引記録に係る法律第 4 条。

⁴⁰ 立木及び丸太の取引記録に係る法律第 5 条。

⁴¹ 理解を得やすいように便宜的に「山土場」と表記しているが、この法律では「一時保管場所」と表記しそれを「複数の伐採地から得られる丸太の積込地または不要な丸太の集積地」と定義している。

⁴² 理解を得やすいように便宜的に「貯木場」と表記しているが、この法律では「恒久的保管場所」と表記しそれを「一時的な保管場所ではない経済活動を目的とした丸太保管場所」と定義している。

⁴³ 立木及び丸太の取引記録に係る法律第 9 条。

⁴⁴ 立木及び丸太の取引記録に係る法律第 11 条。

⁴⁵ 立木及び丸太の取引記録に係る法律第 13 条。

⁴⁶ 立木及び丸太の取引記録に係る法律第 12 条。

この内、合法性の確認について深く関与しているのは伐採証明書発行手続である。この手続には、この他の項目に含まれる規定及び関連する法令の遵守の確認を含んでいる。

伐採証明書の申請は、森林所有者またはエネルギー供給企業を含む請負業者が行える。伐採証明書の申請書に記載する内容及び添付書類については、後述の 4.3.2 項の冒頭に記載したとおりである。

伐採規則第 79 項の規定は、伐採証明書を発行する森林局に申請書及び添付書類の記載内容の検証を義務づけている。この規定により森林局は伐採証明書の発行の諾否を判断する前に、申請者から提出された情報を確認するために必要に応じて現場確認及び 2012 年 1 月 1 日以降に施行された森林管理に係る法令の違反実績及び森林利用に係る罰金の支払い完了の確認を行い、全ての林班における 20 年以内の森林資源調査の実施及び森林局データベースの更新を検証している。森林局によれば、伐採証明書発行前の現場確認は、森林所有合計面積 1 万 ha 以上の森林所有者からの申請については全件、それ以外の森林所有者からの申請については年間申請受理件数の 60%から 70%について行っているようである。

森林局は、証明書発行の諾否を一か月以内に決定する⁴⁷。

(4) 森林経営計画規則 (Noteikumi par meža apsaimniekošanas plānu)

森林経営計画規則は、森林経営計画の作成及び検証方法を決定する目的で制定された⁴⁸。前述のように森林経営計画は、森林法により森林所有合計面積 1 万 ha 以上の森林所有者に作成が義務づけられ、作成した同計画は森林局が審査及び承認する。さらに、森林所有者は承認を得た計画及び計画に基づく林業活動をウェブサイトで公表する義務を負っている。森林局が森林経営計画を承認した後も、森林所有者には極小保護地及び特別保護種生息地の経営状況を自然保護委員会または文化保存局に通知する義務⁴⁹及び森林資源、環境及び社会的影響に係る活動を評価するために森林経営計画に設定した評価基準に基づき実行中の計画を評価する義務⁵⁰が課されている。

森林経営計画は、森林資源調査のデータに基づいて森林所有者または国有林管理者⁵¹が作成する⁵²。

森林経営計画規則が計画作成のために最低限の特定を義務づけている計画の内容⁵³及び計画に添付を義務づけている書類は次の表のとおりである。

所有者は、森林経営計画を 10 年単位で設定し⁵⁴、計画の更新、計画評価結果、環境、社会及び経済の変化、森林経営に係る法令の改正並びに自然及び文化保護の動向を踏まえて計画を改正する⁵⁵。

⁴⁷ 伐採規則第 82 項。

⁴⁸ 森林経営計画規則第 1 項。

⁴⁹ 森林経営計画規則第 8 項。

⁵⁰ 森林経営計画規則第 10 項。

⁵¹ 国有林管理者は、国が出資した独立機関である国有林センター (Latvijas Calsts Mezi) である。

⁵² 森林経営計画規則第 5 項。

⁵³ 森林経営計画規則第 3 項。

⁵⁴ 森林経営計画規則第 13 項。

⁵⁵ 森林経営計画規則第 11 項。

表 4.3.18 森林経営計画の内容及び計画承認申請添付書類

計画の内容	
1. 森林経営の目的 2. 森林を経営する場所の面積及び位置 3. 森林資源 (1) 林班の設定及び林班別森林資源蓄積量 (2) 主要樹種森林分布の要約 (3) 主要樹種別樹齢別森林面積・資源蓄積量 (4) 非木質森林資源価値の特徴 (5) 森林局データベースに登録している次の物件数 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 自然的文化的価値 ▪ 特別天然自然保護区 ▪ 極小保護地 ▪ 特別保護種生息地 ▪ 森林の遺伝的資源 ▪ 文化遺産 (6) 森林管理者が定めた文化的自然的価値の数	(7) 林業基盤（林道及び林内排水システム）の件数（容量） (8) リクリエーション及び環境調査のための場所及び開発計画書の中に公共屋外スペースとして定めている場所の数 4. 森林経営措置の範囲、条件及び計画 (1) 伐採 (2) 再造林、施業及び森林保護 (3) 林業基盤整備 (4) 自然及び文化遺産の保護及び整理 5. 緑化の目標、程度及び管理 6. 森林経営活動が森林資源に及ぼす影響並びに環境及び社会評価の基準 7. 国及び地方自治体の計画策定への公式な参加
計画承認申請添付書類	
1. 次の事項を記載した地図 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 特別天然自然保護区 ▪ 極小保護地 ▪ 特別保護種生息地 ▪ 特別保護種生息地 ▪ 在来種資源林 ▪ 文化遺産 	2. 森林管理者が定めた文化的自然的価値の地図 3. リクリエーション及び環境教育用場所の地図 4. 景観配置図（計画中の景観鑑賞地点を含む） 5. 森林資源量地図（国及び地方自治体の計画に限る）

資料：森林経営計画規則第3項・第4項。

(5) 森林資源及び森林登記情報の管理に係る規則 (Meža inventarizācijas un Meža valsts reģistra informācijas aprites noteikumi)

森林資源及び森林登記情報の管理に係る規則は、農務省の不動産登記情報システム及び森林局のデータベースに登録する情報の提出方法並びに情報の維持管理及び運営方法を定めた規定である。ラトビアでは森林の情報を農務省及び森林局が一括管理し、合法性及び情報の透明性を確保するとともに、各種許認可並びに証明書及び許可書を発行するときは両データベースで管理している情報を活用している。さらにこの規則では、地方自治体が管理する国土開発計画情報システムその他の農務省以外の機関が管理運営しているデータベースとの情報交換手順を規定している。

この規則では、森林局データベースに登録するときの最小土地単位を 0.1ha と定め⁵⁶、この面積を超える林班の設定を定めている⁵⁷。

森林局データベースで管理する森林に係る最も基本的な情報は、農務省不動産登記情報システムで管理している情報であり、森林局は、森林の所有権の移転があったときには次の林班別情報をデータベースで再構築する⁵⁸。

⁵⁶ 森林資源及び森林登記情報の管理に係る規則第 11 項。

⁵⁷ 森林資源及び森林登記情報の管理に係る規則第 13 項。

⁵⁸ 森林資源及び森林登記情報の管理に係る規則第 22 項。

- 現存または更新した森林で使用した種苗の原産地証明書の内容。
- 現存または更新した森林の森林再生材料の産地数。
- 人工林の森林再生材料の産地数、最終伐採年。
- 幼齢木伐採に係る情報。
- 野生動物の生育のためのフェンスを設置した森林設置許可書の発行に係る情報。

さらに森林局は、次の情報が存在する林班についてはそれぞれの情報を追加する。

- 保護地域⁵⁹。
- 再造林の完了が認められた年。
- 森林の発生区分（自然発生、播種、植林別）。

農務省の登記官はこれらの情報をデータベースに入力した後、森林所有者に森林局データベースの登録申請書、森林局がデータベースに入力した情報の内容及び林班が区分した所有森林の地図を送付し、基本的な情報の入力完了を通知する。通知を受けた森林所有者は、通知内容を確認し、森林局データベースへの登録申請を行う。森林所有者による登録申請の実施期日は、この通知の作成日から起算して6か月以内と定められている⁶⁰。

森林資源及び森林登記情報の管理に係る規則は、森林局長を森林の管理及び利用、法令の遵守、木材及び木材製品を市場に出荷する業者並びに監視機関の監督責任者に定めている⁶¹。同規則は、次の事項を支援する電子的環境を提供し維持することを規定している⁶²。

- 上記二か所の箇条書きに掲げた情報の登録、処理、保存及び更新。
- 地方自治体を含む政府機関間の森林データベース登録データ、森林活動に係る申請書の記載情報及び実施した森林活動に係る報告書の記載情報の相互リンク。
- 森林所有者のデータベースへのオンライン接続権の確保（データの無料閲覧、森林局へのデータ提出及び報告書提出並びに森林局登録データの変更）。

この規則では、この他に森林の所有者が森林局に提供する情報として、次表のものを掲げている。

⁵⁹ 国が保護する文化財、森林公園、都市森林、環境及び天然資源保護地域、湖の中の島に存在する森林、湧水地及び特別に保護された湧水地水源涵養林並びに水路及び氾濫原沿いの斜面その他の森林を構成する生物学的に重要な要素。

⁶⁰ 森林資源及び森林登記情報の管理に係る規則第 27 項。

⁶¹ 森林資源及び森林登記情報の管理に係る規則第 38 項。

⁶² 森林資源及び森林登記情報の管理に係る規則第 39 項。

表 4.3.19 森林所有者が森林局に提出する情報

伐採証明書を伴う伐採	伐採証明書を伴わない 10 m ³ を超える伐採
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 伐採地林班番号及び林区番号 ▪ 伐採本数 ▪ 伐採方法 ▪ 伐採実績材積 (m³) ▪ 伐採実績面積 (ha) ▪ 伐採決定根拠 (調査名称) ▪ 伐採作業状況 (完了または作業中) ▪ 伐採証明書番号 	<ul style="list-style-type: none"> ① 表 4.3.16 左欄に掲げる①及び②の伐採を行ったとき <ul style="list-style-type: none"> ▪ 伐採実績面積 (ha) ▪ 伐採実績材積 (m³) ▪ 伐採決定根拠 (調査名称) ② 表 4.3.16 左欄に掲げる③から⑤までの伐採により枯死木の処理を行ったとき <ul style="list-style-type: none"> ▪ 林班数 ▪ 林区番号 ▪ 優占樹種及び伐採実績材積 (m³) ③ 保護区域内における送電線線下伐採を行ったとき <ul style="list-style-type: none"> ▪ 林班数 ▪ 優占樹種及び伐採実績材積 (m³) ▪ 胸高断面積が最小胸高断面積以下に減少した場合の面積 (ha) ④ 追加的な造林、再造林及び補植を目的とした伐採を行ったとき <ul style="list-style-type: none"> ▪ 林班数 ▪ 伐採量 (m³) ▪ 面積 (ha) ▪ 伐採面積を示す追加的林地計画

資料：森林資源及び森林登記情報の管理に係る規則第 53 項

(6) 再生林、森林復旧及び人工林規則 (Meža atjaunošanas, meža ieaudzēšanas un plantāciju meža noteikumi)

再生林、森林復旧及び人工林規則は、森林法の規定に基づき内閣が制定した規則で再生林、森林復旧及び人工造林に係る事項並びに森林再生材料を再造林及び森林復旧に使用する手順を定めている。

ラトビアでは、この規則により再造林用の樹種が次表のように指定されている。ラトビア国有林センターによれば、外来商用樹種の植栽を試験的に行ってきたが成績が良くないこと、在来種を保護する観点から再造林用の樹種については在来種及びそのハイブリッドを指定しているとのことであった。さらに規則は、伐採後の植林実施期限をスワンプ林及び湿地では 10 年、その他の林地では 5 年と定めている⁶³。在来樹種の再造林の達成は、ha 当たりの最小生育本数がマツは 3,000 本以上、オーク、アッシュ、ヤナギ、メープル、ブナ及びシデは 1,500 本以上、その他の樹種は 2,000 本以上である場合に認めると定められており⁶⁴、定着した生育本数により再造林の達成を評価する⁶⁵。

⁶³ 再生林、森林復旧及び人工林規則第 4.1 項・第 4.2 項。

⁶⁴ 再生林、森林復旧及び人工林規則第 5.4 項。

⁶⁵ 植林 (再造林) は、稚樹の樹高が針葉樹で 0.1m 以上、広葉樹は 0.2m 以上で、かつ、ha 当たりの樹種別本数が認められたときに達成したものと評価する (再生林、森林復旧及び人工林規則第 5.3 項及び 15.1 項)。

表 4.3.20 再生林及び森林再生用樹種

	一般呼称	ラトビア名	学名
1	マツ（在来種）	Parastā priede	<i>Pinus Silvestris</i> L.
2	スプルーース（在来種）	Parastā egle	<i>Picea Abies</i> (L.) Karst.
3	カバ	Kārpainais bērzs	<i>Betula pendula</i> Roth
4		Pukainais bērzs	<i>Betula pendula</i> Ehrm
5	アスペン（在来種）	Parastā apse	<i>Populus tremula</i> L.
6	ブラックアルダー	Melnalksnis	<i>Alnus glutinosa</i> (L.) Gaertn
7	アッシュ	Parastais osis	<i>Fraxinus excelsior</i> L.
8	オーク	Parastais ozols	<i>Quercus robur</i> L.
9	ボダイジュ（在来種）	Parastā liepa	<i>Tilia cordata</i> Mill
10	メーブル（在来種）	Parastā kļava	<i>Acer platanoides</i> L.
11	ウィッチエルム	Parastā goba	<i>Ulmus glabra</i> Hubs
12	ホワイトエルム	Parastā vikсна	<i>Ulmus laevis</i> Pall
13	グレーアルダー	Baltalksnis	<i>Alnus incana</i> (L.) Moench
14	シデ	Parastais skābardis	<i>Caroīnus betulus</i> L.
15	ブナ	Eiropas dižskābardis	<i>Fagus sylvatica</i> L.
16	ミズザクラ	Saldais ķirsis	<i>Prunus avium</i> (L.) L.
17	ヤナギ（在来種）	Vītolu sugas	<i>Salix spp.</i>
18	ナナカマド（在来種）	Parastais pilādzis	<i>Sorbus aucuparia</i> L.
19	カラマツ及びカラマツハイブリッド	Lapegļu sugas un to hibrīdi	<i>Larix spp.</i>
20	その他アスペン及びポプラ並びにこれらのハイブリッド	Citas apšu un papeļu sugas un to hibrīdi	<i>Populus spp.</i>
21	レッドオーク	Sarkanais ozols	<i>Quercus rubra</i> L.
22	アルダーハイブリッド	Alksņu hibrīdi	<i>Alnus spp.</i>

資料：再生林、森林復旧及び人工林規則別表 1。

（7）森林モニタリング実施規則（Meža monitoringa veikšanas kārtība）

森林モニタリング実施規則は、森林法が5年に一回実施を義務づけている森林モニタリングの実施手順を定めた規則である。この規則の内容は、後掲の4.3.2 木材の合法性確認の1）木材生産及び木材輸送手続きの概要の（2）森林資源調査、森林経営計画及び経済活動報告の項で詳述する。

（8）森林保護及び森林の緊急事態宣言に関する規則（Noteikumi par meža aizsardzības pasākumiem un ārkārtējās situācijas izsludināšanu mežā）

森林保護及び森林の緊急事態宣言に関する規則は、病虫害からの森林の保護手法、山火事及び病虫害の蔓延による緊急事態への対応並びに森林の衛生状態評価のための調査の実施を規定している。

病虫害を防止するために、表 4.3.21 のように春季及び夏季における伐採木の貯木を規制し、伐採地に貯木できる直径 15 cm を超える針葉樹の丸太材積を 1 ha あたり 5 m³以下に制限している。

この規則は、山火事及び病虫害が広範囲に蔓延したときは森林局が実態を調査すること、森林局は被害が市また郡の一部に被害が生じているときは市議会及び農務省に、被害が国全体または郡の一部に蔓延したときは農務省及び危機管理委員会に調査結果を報告すること、森林局からの報告を受けた危機管理委員会、農務省または市議会は、内閣に緊急事態宣言を要求できることを定めている。

さらにこの規則は、森林局に森林における病虫害の潜在的リスクを評価し、必要に応じて森林の衛生状態を評価するための調査の実施を義務づけている。

表 4.3.21 病虫害防止措置

伐採時期及び丸太の条件	対応
9月1日から3月1日までに生じた針葉樹の林地残材の内、直径が20 cmを超え、かつ、ha当たりの材積が10 m ³ を超える未乾燥材。	4月1日までに剥皮し製材する。
9月1日から5月1日までに伐採された針葉樹未乾燥丸太。	6月1日までに森林から搬出する。
5月1日から9月1日までに生産した針葉樹未乾燥丸太。	伐採から1か月以内に森林から搬出または虫害防止措置を施す。

資料：森林保護及び森林における緊急事態宣言に関する規則第4項・第5項。

(9) 森林保護規則 (Dabas aizsardzības noteikumi meža apsaimniekošanā)

森林保護規則は、森林管理のための一般的な自然保護要件、湿地周辺の保護区域の制限、生態学的に重要な森林構成要素の検出と保存のための条件、動物の繁殖期における経済活動の制限とともに直径 50 cm を超える巣がある樹木の伐採の禁止⁶⁶、湿地の保護地外周での不必要な排水路設置の禁止⁶⁷、エロージョン防止⁶⁸その他の森林生態系の保護及び土壌及び水の保全を規定している。

森林局は、種及び生態系保護の分野の専門家の評価結果に基づき、表 4.3.15 に掲げる生物学的に重要で森林管理により保存しなければならない場所を特別保護地域を指定している。森林局は、指定した特別保護地域の種及び生息動植物について指定後再評価を行い、状況の変化により専門家の評価結果をもとに指定を解除する場合がある。

表 4.3.22 特別保護地域

1. 傾斜地の森林	13. 森林生態系保護区
2. 風水害防止林	14. 植物生態系保護林
3. 医療機関周辺林	15. キノコ生態系保護林
4. 狩猟林	16. 動物保護林
5. 植物保護区	17. 避難所
6. クランベリー保護区	18. 見本林
7. 動物保護区	19. 条件別森林成長見本林
8. 指定された自然公園	20. 地質・地形保護林
9. 指定された公園	21. 地質・地形保護地
10. 公園緑地	22. 優良樹林
11. 保全地域	23. 立木地
12. 湿原保護区	24. 特徴的な立木地

資料：森林保護規則第 11 項。

2) 主な関係機関

木材の生産及び流通には、主に次の官庁が関係している。

(1) 農務省 (Zemkopības ministrija)

ラトビアの林業行政は農務省が主管し、同省林業部が林業政策及び関連法令の立案及び法令の実行を担っている。農務省は、森林政策並びに全ての関係者の確実な認識、森林所有者の知識とスキルの向上及び森林所有者のための持続可能な森林経営実施のための規則制定を主要業務としている。農務省の林業行政の遂行については、林業諮問委員会が設置され公平

⁶⁶ 森林保護規則第 5 項。

⁶⁷ 森林保護規則第 7 項。

⁶⁸ 森林保護規則第 8 項。

性及び透明性の確保をはかっている。

(2) 国家森林局 (Valsts meža dienests)

国家森林局は農務大臣直轄の行政機関で、森林部門の持続可能性の確保を目的⁶⁹とし、ラトビアの全ての森林に係る政策の遂行、法令遵守の監督を行う林業行政機関の中核である。業務遂行にあたり、森林局は全国の森林を10の管区、29の事務所管轄区、360の森林監視区に分け、さらに森林管理に係る科学的な研究及びその継続を担保するための機関としての森林調査研究所を配し、計650名の職員が所属している。

森林局は、次の機能を担っている⁷⁰。

- 森林の管理及び利用、防火、狩猟に係る法令遵守の監督。
- 林業政策の立案と実施。
- 森林消防。
- 木材及び木材製品の取引業者、流通業者及び監視機関による市場ニーズのモニタリング。

そして森林局は、これらの機能の実行を確実にするために権限の範囲内で次の業務を行っている⁷¹。

- 証明書、免許証、証明書その他の法令が定める文書の発行。
- 森林再生材料の産地証明の実施及び登録の管理。
- 森林再生材料供給者の登録。
- 森林の健全性のモニタリング。
- 森林資源データの信頼性及び森林局に提出された実施済林業活動情報の確認。
- 森林登記簿の管理。
- 狩猟参加人口の把握及び狩猟地域の記録。
- 狩猟免許の試験及び発行。
- 森林火災の検出及び防止並びに森林火災監視業務への森林所有者の取り込み。
- 森林保護基盤の整備並びに森林火災の情報収集及び記録。
- 森林管理及び利用、防火及び狩猟に係る規則の制定。
- 農務省に法令運用の有効性の体系的評価及びその効率性を向上のための提案を提供。
- 森林管理及び利用に係る法案作成への参加。
- 農務省からの要求により、他の機関が作成した法令草案への意見の提供。
- 国及びEUが出資する支援プログラムの実施を監督。
- 森林火災状況並びに森林及び狩猟資源の状況及び利用状況の公表。

⁶⁹ 国家森林局規則第2項。

⁷⁰ 国家森林局規則第3項。

⁷¹ 国家森林局規則第4項。

- 森林所有者その他関係者に森林の健康状態、森林の管理及び利用、防火要件並びに法令に係る事項を通知し、助言を実施。

(3) 国有林センター (Latvijas valsts meži)

国有林センターは、1999年10月に内閣令により設立した独立機関で、国有林の管理運営実務を担当している。同センターは、森林経営により最大限の価値を生み出す森林価値の増加と持続性の追求を目的とした組織で、木材の販売の他、狩猟及びレクリエーション並びに森林再生のための種苗生産、国有林面積の20%を占める極小保護地を含む生態系保護地の管理及び森林への社会的参加の誘因業務も行っている。

主要業務である木材販売については、2017年の丸太販売量は545万m³で、内、針葉樹製材用丸太は279万m³ (51%)、パルプ用丸太148万m³ (27%)、燃料用丸太52万m³ (10%)、広葉樹製材用丸太34万m³ (6%)、単板用カバ丸太32万m³ (6%)であった。

国有林センターの業務成績は上昇傾向にあり、2017年の収入は2億7,580万ユーロ、同じく実質利益額は6,520万ユーロであった⁷²。

4.3.2 木材の合法性確保

ラトビアの木材の合法性を証明する代表的な書類は、伐採証明書(伐採許可書)(図4.3.5)である。伐採証明書は、ラトビアでは木材の合法性を証明する書類としても運用している。

ラトビアにおける木材の合法性確保は、ラトビア国産材については、森林所有者が行うデュー・デリジェンス及び伐採証明書の申請があったときに、森林局が伐採証明書発行のための審査として行う森林所有者の法令遵守状況の確認を主体として行われ、輸入材については輸入業者が実施するデュー・デリジェンスによってなされている。これらにより、ラトビア国内市場に存在する全ての木材の合法性が保たれ、これらの木材を原料として生産する木材製品の合法性も必然的に確保されているという方法である。

ただし、伐採証明書は丸太の合法性を証明する書類であり、木材製品の合法性を直接証明するものではない。さらに、木材製品の合法性を証明する公的な書類は、ラトビアには存在していない。このため、伐採証明書を製品の合法性を証明する書類として使用する場合は、加工工場の製品に使用した原料のデータが製品に確実に反映されるような加工ライン内でのトラッキングシステムが存在していなければならないので注意を要する。

伐採証明書は伐採許可書と同意の書類であり、森林所有者が森林局に申請して取得する。森林局は、森林所有者の法令遵守を確認して伐採証明書を発行する。

伐採証明書の記載内容は、伐採の許可を受けた者に係るデータ、伐採地に係るデータ、伐採方法に係るデータ及び証明書発行に係るデータの他、森林所有者に20年に一回の実施が義務付けられている森林資源調査の番号がある。伐採証明書には伐採予定材積の記載がないが、伐採予定材積は伐採証明書の申請書類に記載して森林局の審査対象になっている。

⁷² Latvijas valsts meži, "Facts and Figures 2018", 2018.

伐採証明書申請書には、次の事項の記載が法令で定められている⁷³。

- 個人の氏名、居住地の名称、住所及び個人コードまたは法人の名称、所在地及び登録番号。
- 財産また法的所有物の名称とその地籍。
- 伐採の種類及び方法、林班、林区、伐採予定面積 (ha) 及び伐採予定材積 (m³)。

伐採申請書の添付書類は、次のとおりである⁷⁴。

- 伐採地位置図。
- 優占樹種の胸高直径測定結果 (サンプル調査または全数調査)。
- スプルース林を伐採する場合は、スプルース林適正決定書。
- マツ林を伐採する場合は、マツ立木胸高直径測定結果。
- 森林法第 41 条の規定⁷⁵が定める行政行為への該当の有無。
- 申請者が森林所有者または法人所有者の許可を得たものであるときは、法的効力を有する委任状。


木材の合法性を確認する書類は伐採証明書の他に、後述する森林所有者が作成する納品明細書としての丸太材積の一覧表があり、さらに、輸送業者及び加工工場には取り扱った丸太の伐採に使用された伐採証明書の番号を森林局に報告する義務が課されているため、その報告書類がある。

木材生産者及び木材取扱業者の全てが法令を遵守していれば、ラトビアの木材加工工場には合法性が確認できている木材のみが入荷していることになる。ただし、公的な証明書は丸太の合法性を証明するもので、ラトビアでは製品の合法性を直接証明する書類は発行されていない。このため、現段階で加工工場が生産した木材製品の合法性を法令が定める証明書を根拠として証明するためには、加工工場に入荷した丸太の合法性の確認とともに、合法性が確保されている原料とその原料から生産された製品を結びつける加工ライン内でのトラッキングの実施及びこのトラッキングにより得られた情報の製品荷口への正確な反映を確認する必要がある。

⁷³ 伐採規則第 76 項。

⁷⁴ 伐採規則第 77 項。

⁷⁵ 森林法第 41 条第 1 項の規定は、「建設、鉱物資源採取、農地開発、特別保護生息域の復旧、国有地の保護及び立入り禁止の実施または国の危機回避のための陸軍設備及び陸軍の確保地設置のために必要であるときは、その地域は接収され、権限付与者からこれらの活動に係る法的資格の付与がなされた個人及び森林開発の伐採により悪影響を受ける個人には国が損害賠償を行う」と国が行う土地収用にともなう国家賠償を定めている。



APLIECINĀJUMS Nr. [REDACTED] KOKU CIRŠANAI
1. eksemplārs

Saskaņā ar īpašnieka vai tiesiskā valdītāja

Vārds, uzvārds	Personas kods	Juridiskās personas nosaukums	Reģistrācijas Nr.	Adrese
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

pilnvarotās personas

Vārds, uzvārds	Personas kods	Pilnvaras Nr.	Izdošanas datums	Izdevējstāde
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

iesniegumu Nr.1121229, kurā lūgts izsniegt apliecinājumu koku ciršanai, un pamatojoties uz Administratīvā procesa likuma 63.panta pirmās daļas 1.punktu un Meža likuma 12.panta pirmo daļu, **nolemju atļaut eirst kokus saimniecības (strukturvienības) [REDACTED] (Inventarizācija Nr. [REDACTED]) mežā, ievērojot normatīvo aktu prasības.**

Virsmēzniecība: Rīgas reģionālā
Administratīvās teritorijas nosaukums: Baldones novads Baldones pagasts

Ciršanas Nr.	Cirtes veids	Cirtes izpildes veids	Zemes vienības kadastra apzīmējums	Kvartāla Nr.	Nogabala Nr.	Izcērtamā platība (ha)
1	Galvenā	kailcirtē	[REDACTED]	2	2	0.90
				2	3	0.50
Kopā:						1.40

Apliecinājums derīgs no 2014.gada "10." jūnija līdz 2016.gada "31." decembrim

Apliecinājuma izdevējs: Rīgas reģionālā virsmēzniecība, [REDACTED]
 Izdevēja adrese: Brīvības iela 129, Ogre, LV-5001 Tālruna numurs: 65035627
 2014.gada "10." jūnijā Amatspersona: mežzinis [REDACTED]

Apliecinājums ir sagatavots divos vienādos eksemplāros. Apliecinājumu var apstrīdēt mēneša laikā no tā saņemšanas Rīgas reģionālā virsmēzniecības virsmēzīnim.

lpp 1 no 1

注:この証明書は、個人有林で行う間伐のために発行されたため、法人に係る欄には記載がない。

図 4.3.5 伐採証明書

伐採証明書 番号_____

所有者または法人所有者

氏名	個人コード	法人名	登録番号	所在地

認定者

氏名	個人コード	認定者番号	発行日	発行機関

承認番号_____行政手続法第 63 条第 1 項、森林法第 12 条第 1 項の規定に基づき伐採を承認する。

_____(森林資源調査番号)

の森林では法令の要件に従う。

林区：_____(林区名)

行政区域の名称：_____(郡、地域)

伐採地番号	伐採の種類	伐採方法	地籍	許可番号	荷口番号	伐採面積(ha)
1						
合計						

証明書有効期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

証明書発行者：_____

発行者所在地：_____ 電話番号：_____

_____年 _____月 担当官：_____(役職、氏名、署名)

本証明書には 2 通の写しが存在する。_____(氏名) 監督者の受領日から_____までの期間に異議の申し立て
ができる。

図 4.3.5 伐採証明書（仮訳）（つづき）

ラトビアでは、ラトビア国産材丸太の合法性確保を農務省森林局（以下、「森林局」という。）の管理及び監査を中心にして行っている。森林局のデータベースには、所有者別地籍別の森林資源調査結果並びに経済活動報告及び森林経営計画の内容が収録され、伐採証明書発行審査には、これらのデータを使用する。森林所有者は森林を登記したとき及びその後 20 年ごとに森林資源調査を行い、その結果を森林局に提出する義務が課せられている⁷⁶。さらに、森林所有者は、森林施業を経済活動報告書にとりまとめ、毎年森林局に提出しなければならない⁷⁷。そして森林所有面積が 1 万 ha を超える森林所有者は、森林を取得してから 1 年以内に森林経営計画を森林局に提出し、同局の承認を受け⁷⁸、10 年に一回、同計画を更新しなければならない⁷⁹。さらに、森林局は 5 年に一回、森林モニタリング調査（サンプル方式）を行って、生態系及び気象状態を含めた森林の状況を把握している⁸⁰。森林モニタリング調査は、森林法の規定によりラトビア国家林業研究所が実施機関として⁸¹、国費及び EU からの出資金で構成する補助金により実施している⁸²。

なお、立木及び丸太の貯木の義務に係る法律では、立木材積測定の許容誤差を 10%未満とすること⁸³、さらに丸太の材積はラトビア国家規格に定めた方法で計測すること⁸⁴、そして、立木材積と丸太材積に生じた差を解消するときは、生産した丸太材積により材積を決定すること⁸⁵を定めている。

⁷⁶ 森林法第 29 条第 1 項。

⁷⁷ 森林法第 29 条第 2 項。

⁷⁸ 森林経営計画規則第 12 項。

⁷⁹ 森林経営計画規則第 13 項。

⁸⁰ 森林モニタリング実施規則第 5.1 項。

⁸¹ 森林法第 29 の 1 条第 1 項。

⁸² 森林法第 29 の 1 条第 3 項。

⁸³ 立木及び丸太の貯木の義務に係る法律第 4 条。

⁸⁴ 立木及び丸太の貯木の義務に係る法律第 5 条。

⁸⁵ 立木及び丸太の貯木の義務に係る法律第 8 条。

1) 木材生産及び木材輸送手続きの概要

(1) 林地の登記

森林法は、森林を「主に樹木により構成され、現在または将来の樹高が少なくとも5mそして樹冠率が20%以上に達しているまたは達する可能性がある生態系をいう」と定義している。さらに森林法は、国が森林を所有する者及び森林法、その他の森林の管理及び利用を規制する法律が権利義務を定める者を承認すると定めている⁸⁶。

このため森林の所有者は、林業経営を行うために農務省から森林の所有者としての承認を得なくてはならない。この手続きは、土地所有者が農務省に所有している土地を森林として登記する申請を行い、この申請を農務省が審査し承認して同省の不動産登記情報システムに登記して完了する。

(2) 森林資源調査、森林経営計画及び経済活動報告

所有している土地が農務省の不動産登記情報システムに登録され、正式な森林所有者となった者が初めに行わなくてはならない業務は、森林資源調査である。森林資源調査は、初回については森林を保有したとき、その後は20年に一回、国が認証しているアセスメント機関の専門家によって実施し、森林所有者はその結果を森林局に提出しなければならない⁸⁷。

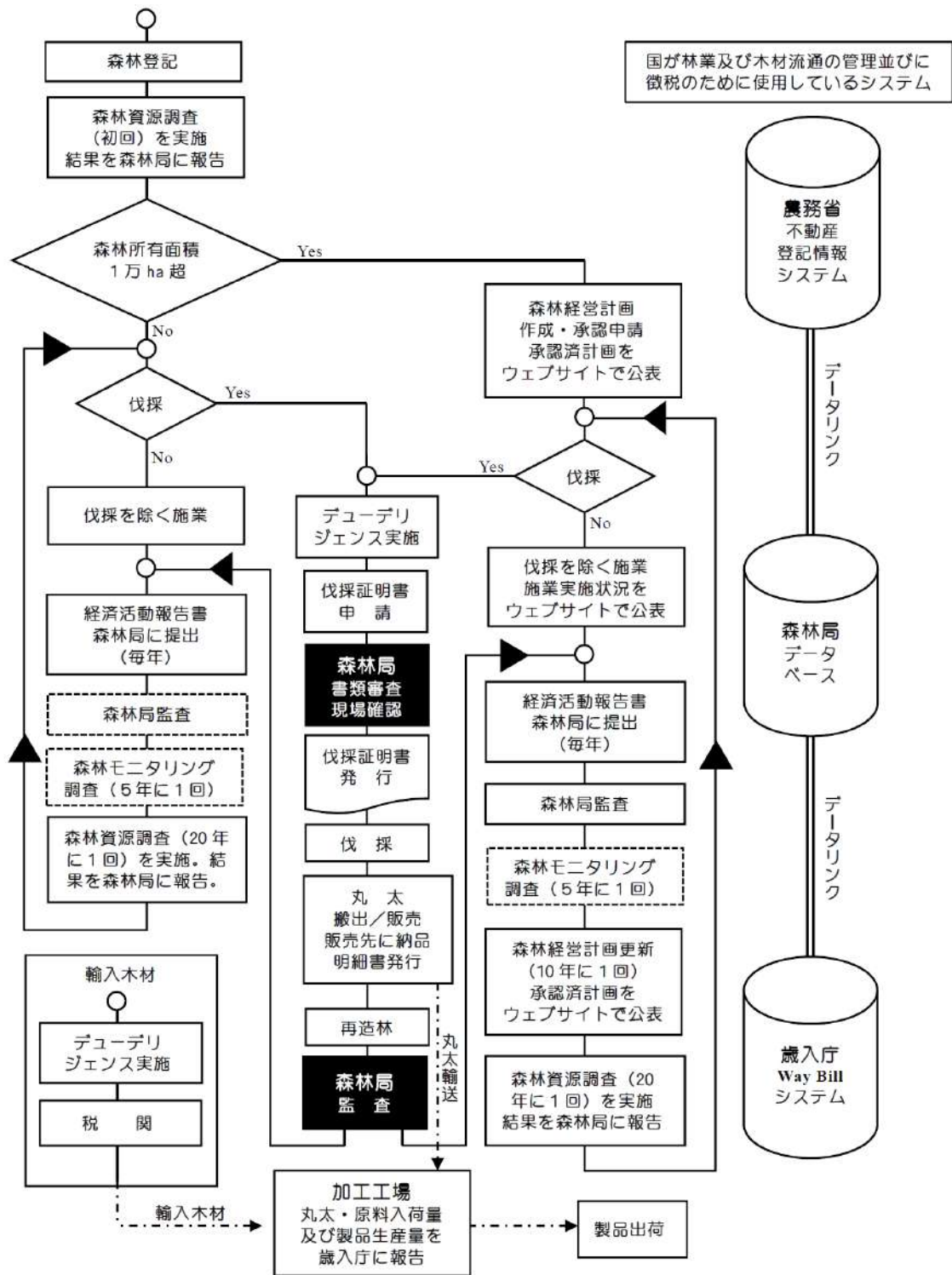
表 4.3.23 森林資源調査及び森林経営計画の内容

森林資源調査	森林経営計画
1. 林班の設定 2. 森林分布の要約 3. 主要樹種別樹齢別森林面積及び立木資源蓄積量 4. 非木質森林資源 5. 自然的文化的物件、特別天然自然保護区、極小保護地、特別保護種保護地、森林遺伝資源及び文化遺産の数 6. 森林管理者が造った自然的文化的物件の数 7. 林道、林内排水システムその他の林業基盤の量または数 8. レクリエーション及び環境調査用地の数及び開発計画書に記載している公共屋外スペースの数	1. 伐採 2. 再造林、施業及び森林保護 3. 林業基盤整備 4. 自然及び文化遺産の保護及び管理 5. 緑化の目標及び程度並びに緑地管理 6. 森林経営活動が森林資源に及ぼす影響並びに環境及び社会影響評価の基準 7. 国及び地方自治体の計画策定への公式な参加 【添付書類】 1. 特別自然保護区、極小保護地、特別保護種棲息地、在来種資源林及び文化遺産を区分した地図 2. 森林資源管理者が定めた自然的文化的価値物件（地図作成素材） 3. 景観配置及び計画した景観緩衝地（地図作成素材） 4. 国及び地方自治体の計画については森林資源量（地図作成素材）

資料：森林経営計画規則第2章及び森林局提供資料。

⁸⁶ 森林法第4条第1項。

⁸⁷ 森林法第29条。



凡例： ← 手順 ← - - - 物流

注1：農務省林業部、森林局、ラトビア国有林センター及び木材取扱業者による解説並びに森林法その他の法令文書を参考にして作成。

注2：破線の四角に記載された事項は、全ての森林を対象としない抽出方式で行われるもの。

図 4.3.6 木材生産及び木材流通に係る行政手続の概要

さらに森林所有合計面積が1万 ha を超える森林所有者は、森林法の規定⁸⁸により森林資源調査結果に基づいた森林経営計画を策定し、森林経営計画規則の規定により森林を保有してから一年以内に森林局の承認を受ける義務が課されている。森林経営計画は、その後10年に一回の頻度で更新する。

森林局は、森林登記及び森林資源調査並びに森林経営計画のデータを同局のデータベースに入力して管理し、以後、各種の許認可、手続きその他の森林管理に活用する。

森林資源調査及び森林所有面積合計1万 ha を超える森林所有者に義務づけられている森林経営計画策定以外に、法令が森林所有者に定期的実施を義務づけている行為は、経済活動報告である。経済活動報告の内容は年間林業活動実績であり、森林所有者は森林局に毎年2月1日までに前年の林業活動実績を報告しなければならない⁸⁹。

森林局は、森林経営者が実施し森林局に報告する森林資源調査結果から得られるデータの管理の他に、森林経営、組織及び環境保護の作業計画のための信頼性が高い情報の獲得⁹⁰を目的の一つとした森林モニタリング調査を5年に一回行っている。森林モニタリング調査は国家予算により行うサンプル調査で、森林局が民有林を含む森林にモニタリングプロットを設定し、プロットを設定した森林所有者にプロットの位置及び設置場所で行われる森林の観察内容及び森林経営の制限を通知する。森林モニタリング調査は、二段階に分けて実施する。第一段階は樹木の成長の変化の把握を目的として樹冠生育状況、土壌分析などを行い、マーキングされた観察樹木の伐採が禁止される⁹¹。第二段階は第一段階の調査に加えて樹木生長量、植生観測、気象観測などを行い、モニタリングプロットでの主伐を含む施業が禁じられる⁹²。

森林モニタリング調査の結果は、国の森林資源管理だけでなく森林資源調査、森林経営計画及び経済活動報告に記載されたデータの正当性を裏付けるデータとしても活用されている。

なお、森林局は森林資源調査及び森林経営計画を承認し、これらのデータをデータベースに入力する前に、森林所有合計面積が1万 ha を超える森林所有者が提出した森林資源調査または森林資源調査の対象地については全てを、森林所有合計面積が1万 ha 以下の森林所有者が提出した森林資源調査の対象地については調査実施件数の60%から70%を対象に、国が出資して設立した独立機関である国有林センターに業務を委託して専門家による現場確認を行っている。

(3) 森林データの公表

ラトビアでは、森林に関するデータをウェブサイトで公表し、森林施業及び丸太生産の透明性と合法性の確保に努めている。

森林資源調査、森林経営計画及び経済活動報告の内容並びに各種林業活動によってもたら

⁸⁸ 森林法第32条

⁸⁹ 森林法第29条第2項の規定により義務化。

⁹⁰ 森林モニタリング実施規則第2項。

⁹¹ 森林モニタリング実施規則第3項及び第7.1項。

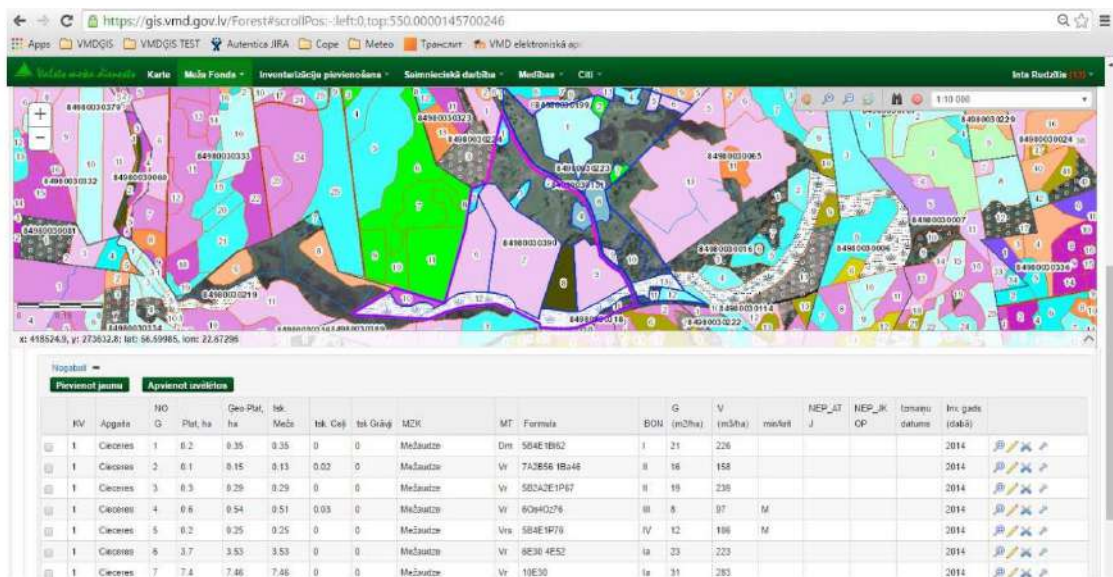
⁹² 森林モニタリング実施規則第4項及び第7.2項。

された森林資源の変化後のデータは、ウェブサイトで公表される。

森林経営規則第 15 項の規定は、森林所有面積が 1 万 ha を超える森林所有者に作成が義務づけられている森林経営計画については計画策定後 1 か月以内に、さらに同計画の実行状況については逐次ウェブサイトで公表するよう定めている。森林経営計画は森林資源調査の結果をもとに作成するので、当然ながら森林資源調査の内容及びその変化もウェブサイトで公表することとなる。森林所有者がウェブサイトを運営していないときは、農務省が同省のウェブサイトにおいて公表する。

森林所有面積が 1 万 ha 以下の森林所有者の森林に係るデータについては、森林資源調査の結果と調査後の林業活動の結果を反映したものが農務省のウェブサイトにおいて公表される。

森林に係るデータは、次の図のようにウェブサイトによって地図データとともに林区別林班別に公表されている。



この画面では、2014 年に行った森林資源調査の林班別結果概要を表示している。森林局は、データベースのデータを毎年の経済活動報告その他の林業活動に係る報告及び調査によってリアルタイムに更新する。
画像提供：ラトビア森林局

図 4.3.7 森林局データベースによる林班別森林データの表示例

(4) 伐採

ラトビアでは、伐採は原則として許可制である。伐採を希望する森林所有者は、国内市場に初めて木材を出荷する者として、伐採、生態系及び森林認証の専門家を交えた EUTR が定めるデュー・デリジェンスを行い、森林局に伐採証明書を申請する前に伐採計画を立案する。そして、前述のように申請書に必要書類を添えて森林局に伐採証明書（伐採許可書）を申請し⁹³、森林局から伐採証明書を受領してから伐採を行う。

⁹³ 農務省林業部による解説。

伐採証明書の申請を受けた森林局は、書類の内容を森林局データベースで管理しているデータと照合するとともにリスク分析を行い、保護林や天然林と接している林班など森林検査官が現場確認を要すると判断する申請案件については現地確認を行い、伐採が森林法、伐採規則その他の法令が定める要件の充足が確認できれば、伐採証明書を電子ファイルで申請者に送付する。

なお、森林法は、森林資源調査が行われていない林地の伐採を禁じている⁹⁴。さらに同法は、森林所有者が毎年森林局に報告する経済活動報告書の報告を怠った森林所有者には、伐採証明書を発行しないと規定している⁹⁵。

伐採地の確定は、林班には境界確定のために設置している金属製の杭を金属探知機で探し出して基準点を定め、GPSを補助的に使用して行う。再生林規則の規定により、伐採地境界の立木には地域別に定められた色のテープを巻くか塗料によって環印を施して⁹⁶、境界線を明確にする他、伐採地に続く作業道の位置を明確にするために作業道の入口には、立木に印をつけている（写真 4.3.1、写真 4.3.2）。

なお、不動産登記情報システムに林地として登記されていない土地で、農業放棄地その他の自然発生的に生成した樹林及び播種または植林により成立した20年生以下の森林については、森林法第24条の規定及び再生林、植林及び人工林規則⁹⁷第27項の規定が定める人工林の基準を満たしている土地の土地所有者が森林局に人工林としての登録を申請できる。この登録によって森林局は、土地所有者に前述の森林所有者と同様の義務を課す一方で、生産した丸太の合法性を担保する森林所有者と同じサービスを提供する。森林以外の土地において、この



伐採地の境界を明確にするために、立木に環印を施している。
協力：ラトビア国有林センター

写真 4.3.1 伐採地の境界を示す環印



立木に施された「P」の印は、作業道の開始地点を示すとともに、この先に伐採地があり林内作業車が作業をしていること、林道への出入りがある危険であることを示している。
協力：ラトビア国有林センター

写真 4.3.2 作業道の入口を示す印

⁹⁴ 森林法第12条第4項。

⁹⁵ 森林法第12条第3項。

⁹⁶ 伐採規則第68項。

⁹⁷ Meža atjaunošanas, meža ieaudzēšanas un plantāciju meža noteikumi

手続きを経ない伐採については、森林外の伐採規則⁹⁸の規定に基づき市町村が発行する森林外伐採許可書を取得して実施するが、この規則には生産した丸太の合法性を担保する規定が含まれていない。

さらに、森林法は次に掲げる伐採について伐採証明書は不要であるが、森林所有者は森林局の承認を得なければならないと定めている⁹⁹。

- 胸高直径が 12 cm以下の立木の伐採。
- 20 年生よりも若い立木を対象に行う保育間伐。
- 胸高断面積が法令で規定する最小胸高断面積を上回る林地における枯死木または風倒木の伐採。
- 境界線の設定及び保守。
- 基盤整備作業時に緊急事態によりまたは安全確保のために必要になった伐採。

なお、丸太の材積測定はラトビア国家規格の丸太の計測方法により決定し、内閣により同規格の強制的な使用が決定されている¹⁰⁰。実際に行われている丸太材積の計測は、伐倒した樹木の枝払い・玉切をするときにハーベスタで同規格に基づき自動計測する方法が一般的である。

(5) 再造林

ラトビアでは再造林は、森林所有者の義務である。再生林規則により、伐採後の植林実施期限は、スワンプ林及び湿地では 10 年、その他の林地では 5 年と定めている¹⁰¹。在来樹種の再造林の達成の評価における在来樹種の ha 当たりの最小生育本数は、マツが 3,000 本以上、オーク、アッシュ、ヤナギ、メープル、ブナ及びシデは 1,500 本以上、その他の樹種は 2,000 本以上と定められており¹⁰²、定着した生育本数により再造林の達成を評価する¹⁰³。

国有林では伐採後、地拵えをし、スプルースであれば ha 当たり 2,100 本を植栽し、植栽後 5 年または 6 年を経過してから自然に生えてきた雑木を処理（保育伐）して林相を整えている。国有林では、再造林後の生育本数には上限がないため、スプルース林の再造林では、かつては ha 当たり 3,500 本から 5,000 本を植えていたが、活着が高い率で安定しているため、現在では ha 当たり 2,100 本の植栽を

表 4.3.24 造林方法別再造林面積

	(1,000ha)		
	計	天然更新	播種・植林
2005	34.8	23.10	11.70
2006	29.5	18.50	11.00
2007	36.2	24.70	11.50
2008	40.6	29.40	11.20
2009	34.4	23.80	10.60
2010	32.2	21.40	10.80
2011	35.2	22.30	12.90
2012	35.2	22.00	13.20
2013	40.3	26.80	13.50
2014	38.0	25.10	12.90
2015	41.6	27.90	13.70
2016	38.6	26.00	12.60

資料：Zaļās mājās, "Latvian Forest Sector, in Facts & Figures 2018", 2018

⁹⁸ Noteikumi par koku ciršanu ārpus meža

⁹⁹ 森林法第 12 条第 1 項及び第 3 項。

¹⁰⁰ 立木及び丸太取引の記録に係る法律第 5 条。

¹⁰¹ 再生林、森林復旧及び人工林規則第 4.1 項・第 4.2 項。

¹⁰² 再生林、森林復旧及び人工林規則第 5.4 項。

¹⁰³ 植林（再造林）は、稚樹の樹高が針葉樹で 0.1m 以上、広葉樹は 0.2m 以上で、かつ、ha 当たりの樹種別本数が認められたときに達成したものと評価する（再生林、森林復旧及び人工林規則第 5.3 項及び 15.1 項）。

標準としている。

森林局は、再造林を実施した後、再造林地の監査を行う。

ラトビアにおける合法性確認は、伐採後の再造林を含むプロセスが対象になっている。

(6) 丸太の輸送

森林所有者には、丸太の販売先のための樹種、産地、用途を区分して丸太材積を記載する一覧表の作成義務が課されている¹⁰⁴。森林所有者が販売先に提供する丸太材積の一覧表は、「納品明細書」であり、この一覧表には伐採承認番号が記されるので合法性及び産地の証明ができる。さらに森林所有者は、生産した丸太の量に係る情報を経済活動報告書に添付して森林局に報告する義務を負っている¹⁰⁵。

さらに、伐採地で生産した丸太は山土場に集材し、トラックに積込み加工工場などの貯木場に輸送する。立木及び丸太取引の記録に係る法律は山土場での貯木方法について、業務の過程が追跡できるように立木と丸太の産地及びその額が決定できる方法で行わなければならないと規定している¹⁰⁶。

丸太の輸送業者は、歳入庁に、輸送した丸太の発送者及び受領者並びに輸送丸太材積及び輸送した丸太の伐採に使用された伐採証明書の番号を報告しなければならない。さらに加工工場は、国家歳入庁に加工丸太取扱登録者として登録し、取り扱った丸太の伐採に使用された伐採証明書の番号を報告する義務を負っている¹⁰⁷。これらの書類は、森林所有者が販売先用に作成した丸太の一覧表のデータを基に作成され、歳入庁と森林局は双方のデータベースの数値の整合性を確認して、森林局は森林管理、歳入庁は適正な納税管理を行っている。

森林所有者から加工工場までの丸太の輸送の監督については、森林局及び歳入庁とともに警察が担当している。

2) 森林の利用及び管理に係る違法行為

農務省林業部によるとラトビアにおける違法伐採は、森林所有者の法令理解の不足、再造林の要件に係る違反、納税に係るトラブルなどから生じており、「盗伐」を目的とした伐採が摘発されたとの報告はないそうである。

森林局から提供を受けた資料によると、森林関連法令の違反件数は、2016年は853件であり、前年比19%減、2014年比36%

表 4.3.25 森林関連法令違反件数及び違法伐採

		2014	2015	2016
摘発件数	(件)	1,843	1,050	853
行政手続違反	(件)	744	502	413
再造林違反	(件)	90	55	57
伐採規則違反	(件)	177	81	44
狩猟規則違反	(件)	146	161	160
違法山林開発	(件)	24	32	16
自然保護規則違反	(件)	50	30	20
無許可活動	(件)	7	3	8
森林保護違反	(件)	1	1	0
その他の違反	(件)	104	185	135
違法伐採量	(m ³)	20,613	12,971	8,870

資料：国家森林局提供資料

¹⁰⁴ 立木及び丸太取引の記録に係る法律第11条第2項。

¹⁰⁵ 立木及び丸太取引の記録に係る法律第11条第3項。

¹⁰⁶ 立木及び丸太取引の記録に係る法律第8条第1項。

¹⁰⁷ 森林局提供資料。

減と減少を続けている。違反別摘発件数で最も多かったのは行政手続違反で、摘発件数のほぼ半数、次いで狩猟規則違反が同じく約2割を占めている。

表に掲げた違法行為により違法伐採材とみなされた丸太の材積は、2016年は8,870 m³であった。2016年の違法伐採量は2014年の2万613 m³から57%、2015年の1万2,971 m³から32%減少している。

4.3.3 森林認証

1) 森林管理認証

林産物生産量に占める輸出量の割合が大きいラトビアでは、森林認証を積極的に導入してきた。

ラトビアにおけるスキーム別森林認証面積は、FSCが104万7,622ha（2018年11月現在）、PEFCが169万8,405ha（2018年9月現在）で、森林面積304万haに占める割合は、FSCが34%、PEFCは56%である（表4.3.26）。

ラトビアの森林所有者及び林産物製造業者は、顧客の需要に対応できるようにFSCとPEFCの両方のスキームの認証を取得している場合がある。

FSCとPEFCは、2017年中頃にラトビアでFSCとPEFC両方の認証を得ている森林面積は、84万5,308haと発表している¹⁰⁸。その後、この数値についての新たな発表はなされていないが、仮に現在も84万5,308haの森林が両スキームにより認証されていると仮定すると、ラトビアの認証林面積は190万719haであり、森林面積の約6割を占めていることになる。

ラトビアの森林認証の特徴は、国有林が森林認証を先駆的に取得していることである。2016年末の米国農務省の報告書によると、国有林は全てFSCの認証を取得しており、さらに2011年からPEFC認証の取得も開始し、八つの国有林管区がPEFCの認証を取得していると記している¹⁰⁹。

国有林センターによると、国有林では現在も全域で森林認証を取得しているが、欧州の森林の認証を主眼においたPEFCの方が運営しやすいので、徐々に認証スキームをFSCからPEFCに移行しているという。認証面積が広い国有林が認証スキームをFSCからPEFCに移行し始めたためラトビアのFSC森林認証面積が減少している。

森林管理認証のグループ認証は、FSCが9件（38事業体）、PEFCは2件（4事業体）あり、

表 4.3.26 森林認証の概要

		(ha, 件)	
		FSC	PEFC
森林認証	森林認証面積	1,047,622 (2018年11月)	1,698,405 (2018年9月)
	認証取得事業者数	44	18
	グループ認証件数	9	2
	グループ認証参加事業者数	38	4
	単独認証事業者数	6	14
CoC認証	認証取得事業者数	537	93
	グループ認証件数	88	7
	グループ認証参加事業者数	312	21
	単独認証事業者数	225	72

資料1：森林認証面積は、FSCはFSC, "Facts & Figures", January 2, 2018、PEFCはPEFC, "PEFC Global Statistics: SFM & CoC Certification", September 2018に掲載されている数値。

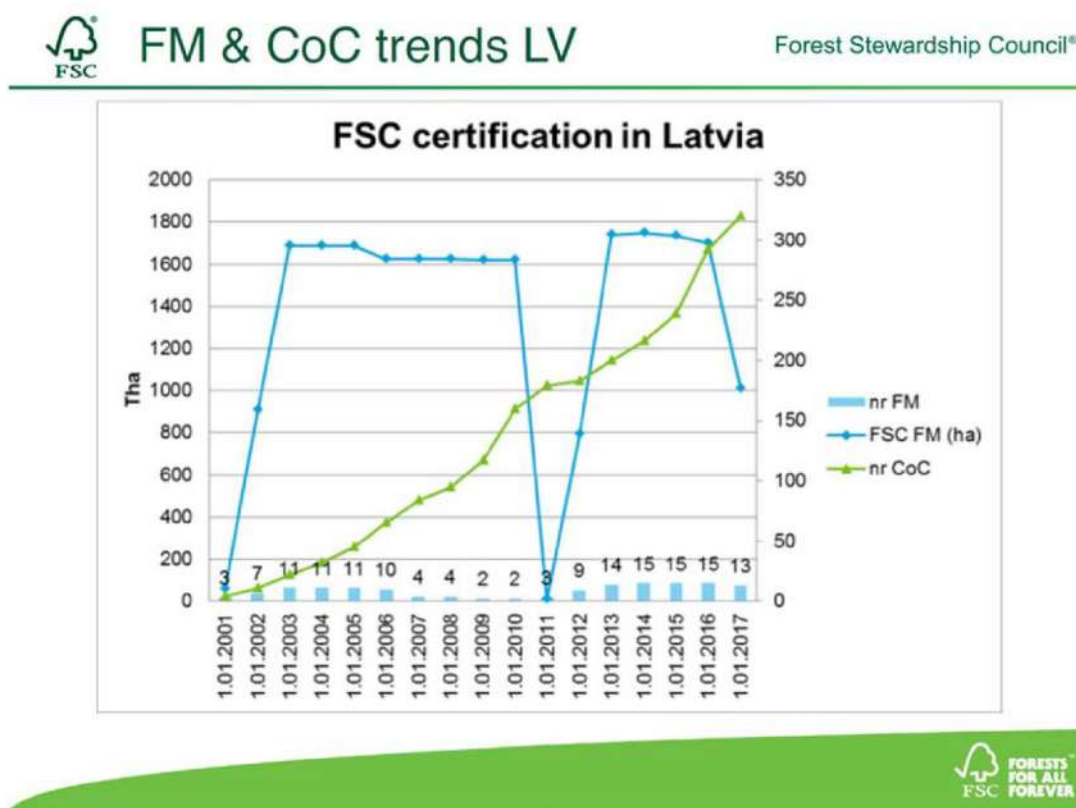
2：認証事業者に係る数字は、2018年12月3日現在、FSC及びPEFCのウェブサイトに掲載していた名簿を集計した。

¹⁰⁸ “前掲書”

¹⁰⁹ U.S.D.A Foreign Agricultural Service, “Wood Sector in Latvia”, Gain Report, Dec. 12, 2016, p11..

同一企業が地域が異なっている山林をグループ認証の機能を使って認証を取得している他、FSC では複数の独立した事業者がグループを形成して森林管理認証を取得している。森林認証面積が広い国有林については、FSC 認証、PEFC 認証ともに管区単位で独立して認証を取得し、グループ認証は行っていない。

なお、ラトビアの FSC の森林管理認証取得者の中には、管理木材（コントロールウッド）を生産し出荷している者は存在していない。



注 1：認証面積の 2011 年の値は、制度変更に伴うエラー値。
 2：凡例内の「nr」は、ナンバー（No.）の意。
 資料提供：FSC Eesti

図 4.3.8 FSC 認証林面積の推移

2) CoC 認証

ラトビアの CoC 認証取得事業者数は、FSC が 537 件、PEFC は 93 件と圧倒的に FSC の CoC 認証取得事業者数が多く増加を続けている。ラトビアでは森林面積の半分を占める国有林が率先して FSC 認証の経営認証をしたことから、FSC 認証材の流通が早い時期に定着し、CoC の認証取得が拡大したといわれている。一方で PEFC の CoC 認証取得事業者数も増加しており、国有林の PEFC 認証面積の拡大が予定されていることから、今後、PEFC の CoC 認証取得事業者数の増加が見込まれる。

CoC のグループ認証件数は、FSC が 88 件、PEFC は 7 件である。認証取得事業者数に占めるグループ認証参加事業者数の割合は、FSC が 58% (312 件)、PEFC は 23% (21 件) と FSC

での割合が高い。

なお、ラトビアの CoC 認証取得事業者の内、リスクアセスメントを行う管理木材（コントロールウッド）を取り扱っている事業者数は 385 件と CoC 認証取得事業体数の 72%に達している。ラトビア国内の森林管理認証取得事業体は管理木材を生産していないことから、これらの CoC 認証取得事業体は、輸入した管理木材または一部森林以外の土地から生産された木材を取り扱っているとみられる。

現在、対日輸出用木材製品の合法性証明は、森林認証の CoC に係る書類によって行われている状態にある。ラトビアの林産業者は、日本の輸入企業が PEFC または FSC の CoC 認証取得企業である場合は、それぞれのスキームの規定に基づき、認証材としてトレーサビリティが可能な書類を発行している。さらに、ラトビアの林産企業は、日本の輸入企業が CoC 認証を取得していないものの合法性確認のために認証材である証明を欲している場合は、顧客からの要望に応えるために認証材を証する書類を日本の輸入業者に送付している。

4.3.4 その他の事項

1) デュー・デリジェンス・システムの設定と運用

現地調査による聞き取りでは、ラトビアの木材取扱い業者は個別にデュー・デリジェンス・システムを備え、対応しているとのことであるが、本調査ではその内容及び具体的な作業については明らかにできていない。

2) 第三者の権利

(1) 森林利用

ラトビアでは、森林法が定める特定の地域を除き、同法が定める森林に立ち入る国民の義務を遵守すれば、全ての国民が森林を利用できる。この内容については、4.3.3 項 (1) の森林法の概要説明の部分に記載しているので参照されたい。

(2) 先住民問題

FSC ラトビアによると、ラトビアにおいては先住民に係る問題は存在しない。

3) ワシントン条約の保護対象樹種

ラトビアには、ワシントン条約¹¹⁰が保護対象としている樹種は存在しない。

¹¹⁰ Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）

4) 労働安全

労働の安全については労働者保護法、雇用については労働法を主要法令として確保されている。

5) 税制

ラトビアには、次の国税が設定されている。木材の取引に課される主な税金は付加価値税と所得税である。なお、次の箇条書きの内の天然資源税は、木材を課税対象としていない。

- 個人所得税
- 法人所得税
- 固定資産税
- 付加価値税
- 物品税
- 関税
- 天然資源税
- 宝くじ・ギャンブル税
- 電気税
- 自動車税
- 法人自動車税
- 連帯税